

平成20年 第1回(定例)由布市議会会議録(第8日)

平成20年3月17日(月曜日)

議事日程(第8号)

平成20年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第4号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第18号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について
- 日程第22 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第23 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について

- 日程第25 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第34 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第35 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 議案第38号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第3 発議第4号 湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続・充実を求める意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第5 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第4号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第18号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について
- 日程第22 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第23 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第25 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第34 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第35 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 議案第38号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第3 発議第4号 湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続・充実を求める意見書

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第5 議員派遣の件について

出席議員（25名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 淵野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |
| 24番 後藤 憲次君 | 25番 丹生 文雄君 |
| 26番 三重野精二君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 二ノ宮健治君 | 書記 衛藤 哲雄君 |
| 書記 馬見塚量治君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 首藤 奉文君 | 副市長 | 森光 秀行君 |
| 教育長 | 二宮 政人君 | 総務部長 | 小野 明生君 |
| 総務課長 | 秋吉 洋一君 | 総合政策課長 | 二宮 正男君 |
| 財政課長 | 米野 啓治君 | 会計管理者 | 大久保富隆君 |
| 産業建設部長 | 篠田 安則君 | 契約管理課長 | 長谷川澄男君 |

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 農政課長 | 野上 安一君 | 建設課長 | 荻 孝良君 |
| 水道課長 | 目野 直文君 | 健康福祉事務所長 | 今井 干城君 |
| 保険課長 | 飯倉 敏雄君 | 健康温泉館長 | 佐藤 和利君 |
| 環境商工観光部長 | 佐藤 純史君 | 挾間振興局長 | 後藤 巧君 |
| 庄内振興局長 | 大久保眞一君 | 湯布院振興局長 | 佐藤 純一君 |
| 教育次長 | 後藤 哲三君 | 消防長 | 二宮 幸人君 |

午前10時00分開議

議長（三重野精二君） 皆さんおはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第8号により行います。

日程に入る前に、差しかえの申し出がありますので、これを許可したいと思います。まず、保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。おはようございます。大変申しわけないことをしております。議案第29号の老人特会の分につきまして、一時借入金を当初5億円ということで表示をしておりました。これを4,000万円ということに変更したいと思います。よろしくお願いいたします。

それと議案第30号につきまして、後期高齢者医療特会につきましても、当初5億円ということで表示しておりましたけども、これを3,000万円ということで訂正をして、お願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（三重野精二君） 次に、健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） おはようございます。議案第34号の由布市健康温泉館特別事業で、一時借入金の当初2億円としておりましたところを1,000万円に改めていただきたいと思っております。

それから、第3条の歳出予算の流用におきまして、当初「給与職員手当及び共済費に係る」を削除ということで訂正方お願いをしたいと思います。まことに申しわけございません。

議長（三重野精二君） それでは日程第1、請願陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願 5 件及び陳情 1 件並びに前期定例会に継続審査の陳情 1 件につき、各常任委員長の審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。請願の報告いたします。

去る 2 月 26 日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました請願 1 件の審査結果について、会議規則第 136 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願受理番号 2、件名、川上（鳥越）1212 の 1、自衛隊官舎跡地の整備について。本委員会は、3 月 11 日に現地に赴き、現地で請願者の岳本自治委員の野上英男さん、岳本 15 組組長の北原由美子さんほか、多数の出席者があり、執行部からは総務部長、総務課長、湯布院振興局長等にも同席を求め、請願内容等の説明を受けました。

慎重に審議した結果、全会一致で趣旨採択と決定いたしました。理由といたしましては、地域の人たちの避難所としては適当ではないと考えられる。しかし、今後財務省との折衝により無償での提供、もしくは市の財政負担にならないような形での管理等ができれば市が譲り受けてもよいと考えられるので、執行部には早急に財務省へ折衝してもらいたい。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会の溝口です。今議会で本委員会に付託の請願 3 件、陳情 1 件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 136 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願の受理番号 1、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願。委員会の意見といたしましては、日本国憲法で定められているとおり、義務教育無償制度の原則が維持継続されなければならないことは明白であり、この点から義務教育費国庫負担制の堅持を求める本請願の趣旨に委員会は賛同し、採択とします。

しかし、過去 2 回の同趣旨請願に対する委員会の判断の根拠として、重要な役割が教育の直接担当者である教職員にかかっているという点が挙げられています。今回の請願理由にも挙げられている教育水準の維持向上や次代を担う子供たちの健全な成長のために直接子供たちと教師は向かい合い、よくも悪くも大きな影響を子供たちに与えます。その教師の資質向上を図るための施策をみずから提言し、そのため国庫負担制が不可欠であることを主張しなければならないこともたしかです。同様に、教育費国庫負担制を通し、教育は未来への先行投資と判断するのであれば、投資を有効に活用する重い責任が教師にあります。

また、先月 2 月 15 日、教育基本法の改正を受けて学習指導要領の大幅改訂が発表され、ゆとり教育に起因する我が国の子供たちの学力低下を学力向上に向けてシフトチェンジしました。

請願者の皆様には大きな期待とともに同量の責任を自覚なさり、一昔前の先生のように大いなる自負心と誇りに裏打ちされ、聖職者として威厳を持って地域全体をもリードなされた先だちのような信頼と尊敬と御活躍を期待申し上げるところです。

続きまして、受理番号3、湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続・充実に関する請願についてです。委員会の意見として、湯布院厚生年金病院の公的施設としての存在価値は、請願趣旨のとおり地元地域の医療、とりわけリハビリテーション医療のレベルの高い医療機関として、由布市のみならず全国的に周知されているところです。

また、同保養ホームの病院と連携した療養施設としての重要性も同様に周知されているところです。由布市においても、非営利性を特質とする公的施設であり、今後見込まれる高齢化社会の深化・進展に対する安心を提供してくれる施設としても存続は必要です。早期の公的存続を求めて、国・県・関係機関に意見書、要望書を提出する必要を認め、本請願を採択します。

続きまして、受理番号5、公立保育所の存続に関する請願についてでございます。委員会の意見として、本請願の趣旨が公立保育所の存続であることはわかります。しかし、内容は、挟間保育所の存続を求める請願のようです。由布市には、挟間とともに西庄内保育所が存在します。別なのか、一緒なのかわからないままに公立保育所の存続請願を審議することはできません。すなわち、件名と請願内容とが整合性を欠いているようです。

また、理由の本文に民営化するのは急ぎ過ぎと同時に協同に反するの文脈が、挟間・西庄内両保育所の協同で何か計画があるのか、不明瞭な部分も見受けられます。

本請願の提出が議会開会中の3月10日と慌ただしい中だけに、紹介議員におかれては、趣旨内容について請願の願意を正確に把握した上で署名、提出する慎重な取り扱いを望みます。

以上の点から、本請願は入り口での不採択を避け、願意が明確になってから審議を開始することとなり、継続審査扱いといたします。

続きまして、陳情受理番号1、市町村管理栄養士設置に関する陳情書についてです。委員会の意見として、自治体の財政圧迫要因に医療給付費や介護給付費の負担増が上げられます。成人病の予防による医療費の抑止、介護予防による給付費の抑制などには食生活の指導の重要性が指摘され、自治体もその対応に取り組み始めたところです。健康を維持し、病気にならないようにすれば医療費はかからない。介護を受けるようになれば介護費はかからない。そのような健康体を維持し続けるために、食に対する意識の醸成は今後ますます重要になってきます。

請願の趣旨にあるように、1つは食生活の改善施策推進、2つには、子供たちの食育の推進、3つには、生活習慣病予防対策の推進、4つには、介護予防対策の推進等には、栄養面からのアプローチが必然的な要件であることは明らかです。加えて、施策や対策を講じていくのに必要な調査や解析、今や国民的不安を呼んでいる食の安全性確保に関する情報の収集と市民への提供等

に栄養士の中でも高い専門知識や技術を有する管理栄養士が必要となってきました。

特定健診、特定保健指導、介護予防、食育等に対するニーズの高まりが想定される中、由布市にとっても正規職として管理栄養士の配置が必要であることを認め、本陳情を採択します。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から陳情 1 件を御報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 1 3 6 条 1 項の規定により、ただいまから報告を申し上げます。

日程は3月の10日、13日、2日間でありました。審議者につきましては、私と佐藤人巳副委員長、佐藤正議員、久保議員、生野議員、丹生議員、全員でした。場所につきましては、第3委員会室でございました。担当課は、契約管理課で説明を受けました。

受理番号3、入札制度の改善を求める陳情書。委員会の意見といたしまして、入札制度の改善について契約管理課より説明を受けました。大分県を初め、各市町村もそれぞれ考え方があるようがございます。昨今の公共工事の削減を受けて、由布市建設業組合の陳情内容は十分に理解ができます。入札担当である契約管理課も平成20年度の入札契約制度の見直しで、予定価格の設定など、陳情内容で改正可能な部分は実施していきたいという意向であることから、当委員会といたしましては趣旨採択という形で決定いたしましたので御報告申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会の御報告を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さんおはようございます。本委員会に請願1件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

日時は平成20年3月13日、場所は挟間庁舎4階第1委員会室、審議者は私と工藤議員、後藤議員、吉村議員、藤柴議員、太田議員、6名です。担当課は農政課です。審議の結果、継続審査でございます。

受理番号4、受理年月日、平成20年3月3日、件名については、米価の安定対策を求める請願であります。委員会の意見として、この案件の趣旨は十分理解できますが、近隣自治体との動向を見ながら状況を見つつ、他自治体と歩調を合わせ、より効果が期待できるように努力していきたいと考えます。

慎重に審査の結果、継続審査といたします。

議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、請願受理番号1、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号1を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号1、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号2、川上（鳥越）1212の1、自衛隊官舎跡地の整備についての請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 請願を読んで、ちょっと疑問に思うことをお尋ねしたいと思います。請願書のここ、理由のところの末尾に、この土地が防衛省から財務省に管轄が移り、4月以降に競売にかけられる準備が始まると聞いておりますというふうになってます。また、利点の中でも、真ん中辺に土地が競売に売られてしまってからでは、乱開発があっても阻止するのは困難になるから、今ならそれを防ぐことができるとなっております。その財務省のもので競売になるというのはどういうことを指しているのか教えていただきたいんですが。

そして2点目は、せっかく請願者がついていながら、地図を添付しているんですけど、地図が、地番図というんですか、地番だけはわかるんですけども、区画もわからなければどこかもわからないような、字が読めないんですけどね。こういうなのをつけて何も感じなかったのかどうか、その辺も含めて委員会でそういう意見が全く出なかったのかお尋ねしたいと思います。もちろん、総務委員の中には紹介議員はいないと思いますが。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 紹介議員は、これが総務委員会にかかるかどうか、ちょっとわからなかったという部分があります。それと、財務省に管轄したものが競売にかけられるかどうかというのは、私は調べてはいませんけども、請願者がそういうふうに請願をしてくている以上、競売にかけられる前に、とにかく由布市として対応してほしいという要望でありますので、報告にも書いておりますけども、執行部には早急に財務省と折衝してもらいたいという意見を付しました。

それともう一つは、地図は、私のもありませんけども、総務委員会としては、現地に赴きまして、その現場を見させていただきました。別荘、これにもありますように、別荘とか、地域の方が前から住んでいるような土地でありまして、広さとしても1,412.3平米、約ですね、そのくらいあるという、そこにとっては広大な土地でありました。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 今聞いたら、総務委員の方であるということなんで、補足がありましたら、その紹介議員になられた方に同じ質問をしますので、わかってたら教えていただきたいんですが。

議長（三重野精二君） 委員長への質問でありますので委員長にしてください。（「別に構わんじゃろ」と呼ぶ者あり）委員長質問です。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） いろんな請願の中でも、紹介議員が、例えば所属しているところでも、地元であれば、紹介議員になられるというような議運の中でもありますので、そこ辺は問題ないと思います。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 紹介議員になるならんは、それはだれであっても別に構わんで、それはそういうことに制約を一切つけたことありません。

ただ、議論するときね、議論するとき、やっぱりより詳細にわかりやすいと。その場にいれば。そういう点で、そういう疑問が解決できたんじゃないかというふうに思ったのでね。なお、本人もわかっって、わかっって、それをやってるちゅう部分もあるんで、それを確認したかっただけです。

別に、今後の問題としては、ぜひ、これは挟間でやってたことなんですけども、請願に対しては議会で事前に質疑を受け付けてもらいよったですね。付託する前に。そうすると、どういうことが議論されるか、問題点かというのが明らかになるんで、ぜひそういう方向を議運の方でも検討してほしいというふうに思います。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。総務委員長にお尋ねいたします。私の記憶では、この当該地は、周辺の道路に関しましては、ほとんど里道ということになっておりますけれども、これが全部里道であったかどうかを確認なさっておられるのか。そして、里道であるならば、その里道に囲まれたところを、こういう構想で公園化するとか、避難場所化するということを承知の上で議論といいますか、委員会での議論がなされたのかどうか、お教えてください。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 里道かどうかという確認は私はしてません。紹介議員が知ってたかどうか、ちょっと私もわかりませんが、森の公園化とか、いろんな理由がありますけども、とにかくまず財務省と折衝していただいて、これが無償の方向で提供というか、譲り受けられる方向であれば、その後に検討したいという 委員会としてはそういう結論でございます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。（「これは付託委員会間違っただな」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号2を採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号2、川上（鳥越）1212の1、自衛隊官舎跡地の整備についての請願についてを委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号3、湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続・充実に
関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号3を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は
委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号3、湯布院厚生年金病院と同保養
ホームの公的施設としての存続・充実に関する請願については委員長報告のとおり採択するこ
とに決定しました。

次に、請願受理番号4、米価の安定対策を求める請願を議題とします。

本請願に対する委員長報告は継続審査です。本請願は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。（「ちょっと意見があります」と呼ぶ者あり）8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 委員会の当日でしたけども、13日、ちょっと出席してほしいということであれば、こっちも出席している意見言うことできたんですけども、委員会の意見の継続の理由が非常に、慎重に審議した内容と思えんのですね。「近隣自治体の動向を見ながら状況を見つつ、他自治体と歩調をあわせ」まではほとんど自分たちでは考えませんちゅうことなんでしょうね。「より後に、より効果が期待できるよう努力したいと考えます」というようにあります。より効果が期待できるよう努力したいということはどういうことを想定してるのか。そこ辺を委員長が教えていただけるなら、継続審査でありますけれども、継続の中身でそこに重点を置くんだらうというふうに思いますので答えていただきたいというふうに思います。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 回答申し上げます。言葉の表現について質疑でございますが、米価は農家にとって大変今辛苦をしております。農家にとって非常に重要な問題でございますし、3月3日に出されて、議案がもうほとんど審議した中での審議でございました。とにかく請願の要点にありますように、5点の品目について十分なる討議を、時間的な問題もありましたので継続にして十分審議をして結果が出るように、よい結果が出るようにしたいという意味でこういうふうに表現をいたしました。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。よって、請願受理番号4、米価の安定対策を求める請願については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、請願受理番号5、公立保育所の存続に関する請願を議題とします。

本請願に対する委員長報告は継続審査です。本請願は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 継続審査をする委員会の意見の中で、先ほどから何か紹介議員にいろいろけちをつけられてるんですけども、これの委員会の意見の中にも、紹介議員におかれては、趣旨内容について請願の願意を正確に把握した上で署名提出する慎重な。

議長（三重野精二君） 小林議員、ちょっと待ってください。これ、質疑の何があるかいな。

議員（1番 小林華弥子君） いや、質疑じゃなくて、異議を申し上げてるんです。取り扱いを望みますというふうに書いてありますけれども、少なくとも紹介議員が正確に願意を。

議長（三重野精二君） ちょっと、ちょっと済いません。ちょっと休憩をしたいと思います。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

私がつめましたのは、この内容は継続審査であります。継続審査をするかしないかの問題でありますので、この継続になれば、これはその後、いろいろな審査の中で異議とか、いろいろな形は言えると思いますので、このどちらかを皆さんに問うておる段階でいろんなことを言われますとですね。

議員（1番 小林華弥子君） 継続審査に対する異議を申し上げてるんです。継続審査に対する異議はありますかと聞かれたので、異議があるので、異議を申し上げてるんです。

議長（三重野精二君） 先に、ほいじゃ、継続審査がいいか悪いかを採決したいと思います。継続審査に。

議員（1番 小林華弥子君） 違うと思いますよ、この進め方。異議があるから、先に異議を唱えて、その異議に対して賛否を問うんじゃないですか。

委員（8番 西郡 均君） 議長と事務局長とで決めるなんてもってのほかじゃ。

議長（三重野精二君） 進行上、これには質疑がないという形での進行、実は。

委員（8番 西郡 均君） 西郡均議員にはさしとってな、小林さんにはさせんなんていうのは、あんた、私はいいけど。

議長（三重野精二君） ちょっと休憩します。

午前10時35分休憩

議長（三重野精二君） 議運、済いません、ちょっと。済いません、ちょっと議運の方、議運を開いていただきたいと思います。

再開前に、議運の委員長より、今の経過についてちょっと報告をお願いします。18番、久保博義君。

議会運営委員長（久保 博義君） 先ほど議運を開催いたしましたので、その経過について御報告をさせていただきたいと思います。

あくまでも継続、継続の委員長報告でございましたけども、それに対して意見が出されました。私たちの委員会の中では、あくまでも継続中であれば、その委員会が掌握するべきであって、その結果については、採決なり、否決なりされたときに意見を言えますけども、継続中はあくまでもその委員会が持つてる案件ですので、意見は申し上げないということになりました。

以上です。

.....
午前10時40分再開

議長（三重野精二君） 再開をいたします。

よって請願受理番号5、公立保育所の存続に関する請願については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号1、市町村管理栄養士設置に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号1、市町村管理栄養士設置に関する陳情書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、さきの平成19年第4回定例会において継続審査となっております陳情受理番号3、入札制度の改善を求める陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 建設委員長にお尋ねいたします。陳情書の趣旨が書いてあります。

1番は、由布市内の業者を優先指名していただきたいということです。2点目は、適正価格での受注促進を図るために あっ、ダンピング防止か、ダンピング防止と適正価格での受注促進を図るため指名業者の厳正な選定をお願いしたいという2点に。3点目がありますね。それらについて、趣旨採択となっております。どの趣旨を採択してるんですか。全部を採択したなら、別に採択で構わんと思うんですけども、趣旨採択の意味が全くこれでは理解できないんですよね。ここに陳情に出されてる3点の中の趣旨、どれを採択して、どれを考慮する、検討余地があって趣旨採択にしたのか、そこ辺を明らかにしてほしいと思います。

参考までに、なぜ契約管理課で、陳情の当事者じゃないのか、それもお尋ねしたいんですが。本来ならば、どういう団体かわかりませんが、由布市、昔挾間には建設協会というのがあったんですけど、建設業組合という表記する組織はどういう組織か私にはよく理解できないんですけども、そこ辺もわかっていたら、業界の人ですから教えていただきたいというふうに思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） まず1点目の趣旨採択につきましては、お手元の陳情書にありますように、私の先ほど報告にも述べましたように、一応県の新聞にも出てましたように、県が75%に、70を75に上げるとか、組合としては75を80程度にしてもらいたいとか、そういう事情もあるんですけど、市は市としての契約管理課としての市が持っているものもあります。それを、20年度に、先ほど言うたように改善できるものはするということで、できるものも、すべてができないものもあります。そういう形で趣旨というものをつけさせていただいて、趣旨採択という形になりました。

2点目の、業界については、湯布院の、由布市に3町が合併いたしまして、湯布院の秋吉組の秋吉善平会長さんが今会長さんで、何か45社か6社ぐらい、土木建築を含めた会社で設立をしておるようでございます。そんな中で、由布市、旧町から1名ずつ何か役員が出ておりまして、その中で秋吉組の会長秋吉善平氏が一応組合長になられてるということで、そこから上がってきた陳情でございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

委員（8番 西郡 均君） 2点目のダンピング防止と適正価格の件で、今75、あるいは80云々のこと言ったんだと思いますけども、じゃ1点目のことはどうなるのか。3点目のことはどうなるのかという、それぞれわかるように、向こうは陳情書で1、2、3と番号つけて出しているわけですから、2点目がそういうふうなことで、後の前後はどうなってるのか、そこ辺まで詳しく教えてほしいんですが。

それと、四十五、六社では、かなり少ないようにあるんですけども、何を指してるんでしょうかね。要するに細かい業者はのけて、要するにABCランクで、公共工事受注できる業者だけということの組合なんでしょうか。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 1点目の、長谷川課長から説明受けたんですけど、由布市の条例の中にも税金を納めてる納税証明書を添付というのがあります。そういうのを大分市もやってますので、そういうのをぜひ取り入れてくれということも言われてました。そういうことだと思います。

3番目の工事の品質の向上と工事の安全施工の観点からというものがありますが、入札状況の、ここに書いてますように、最低価格の見直しをしてくれというのが3点目の今私が言った、県は70から75に上げると。ここの業者さん、組合としては80ぐらいに上げてもらいたいと、そういう意向を持ってるようでございます。そんな中で、本市としては、一概に業者さんの言うこ

とも我々委員会としてもすべてが聞けないんじゃないかと。市の意向もあるということからの見解に至って、こういうことになっております。

それからさっき言った業者の件何だったですかね。業者さんについては、もう私は四十五、六社と聞いてますけん、それがA B C D Eのどこのランクまでがどのぐらい入ってるのかというのまでは、なぜ少ないか多いかちゅうのはわかりません。それはもう協会のことですから、そこまではあれしてません。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号3、入札制度の改善を求める陳情書については委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長（三重野精二君） 次に、日程第2、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてから、日程第32、議案第37号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてまで、及びさきの平成19年第4回定例会において継続審査となっております日程第33、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてから、日程第35、議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてまでの34件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 去る2月26日、本会議におきまして総務常任委員会に付託されました報告1件、議案12件の審査結果について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

経過としまして、当委員会は、3月6日より13日まで庄内庁舎3階会議室に全委員が出席し、

執行部に詳細な説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてありますが、結果は了承であります。土地開発公社の平成19年度の事業計画の変更、補正予算、資金計画の変更の報告であります。全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についてであります。結果は継続であります。地方分権の受け皿である地方公共団体において、行財政能力の強化が求められている中で、本委員会に付託されました由布市住民自治基本条例は行政に広い範囲で住民の参与の機会が認められたものであり、まさに時宜を得た条例であると思慮されますが、委員会の総意としては条文の解釈についてさらに精査すべき箇所があるので、市民に十分な理解と納得が得られるようにするためにも継続審査として、閉会中に議員全員の意見も十分に賜り、次期委員会で再度審議すると決定いたしました。

次に、議案第4号由布市行政組織条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の施行に伴い、健康福祉事務所の分掌事務に、「後期高齢者に関すること」を加えるものであります。審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号由布市税特別措置条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく産業集積の形成及び活性化に関する基本的な計画の同意（大分県地域）が国から得られたことに伴い、立地企業が税制の優遇措置の適用を受けられるために条例改正するものであります。審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第6号由布市特別会計条例の一部改正についてであります。結果は可決です。高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の施行に伴い、由布市後期高齢者医療特別会計を設置するものです。審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。結果は可決です。これは、厳しい財政状況に対応するため、通勤手当支給の除く距離を2キロメートル未満とするためです。審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。これは、国家公務員の休憩時間制度の廃止に準じて条例の改正を行うものであります。これにより12時15分までが勤務時間となるものであります。審議の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

結果は可決です。これも、厳しい財政状況に対応するため、由布市職員の特殊勤務手当の消防職員の火災、または救急業務の出動手当を削除するものであります。審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行に伴い所要の改正を行うためであります。審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第17号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。結果は可決であります。由布市過疎計画自立促進計画の交通通信体系の整備にかかわる市町村道路事業に庄内駅中渕線改良事業の事業量の追加を行うものであり、現地調査も3月11日に行いました。審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更についてであります。結果は可決であります。大分県退職手当組合から竹田市が脱退することに伴い、組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うものであり、審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算についてあります。結果は可決であります。平成20年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146億9,484万2,000円と定めたものです。予算総額として4.6%の増であります。2巡目国体の開催に伴う諸経費並びに給食センター建設費が主なものです。

歳出の主なものは、2款総務費6目企画費で、住民全体の地域づくりを3カ年サポートする由布コミュニティ事業費369万円、コミュニティバス運行事業費3,987万7,000円、9目地域振興費で市有温泉代替掘削事業を3,276万円、9款消費費3目消防施設費で常備消防の水槽つき消防自動車と消防団の積載車の買いかえで5,090万7,000円、4目災害対策費で浸水想定図を作成し、全戸に配布する防災ハザードマップ作成事業700万円となっております。

歳入の主なものは、1款市税では前年比4,609万3,000円の伸びとなっております。市民税では住宅控除制度の変更による減額、固定資産税では農地の一部宅地並み課税等により5,766万4,000円の増、市たばこ税はたばこの値上げにより1,615万5,000円の増、入湯税は入湯客の増です。15款国庫支出金は防衛費補助事業による水路改修が昨年度終了したため、大幅な減額となっております。22款市債が4億1,448万7,000円の増となっております。主に給食センター建設に伴う分で、その他は昨年並みです。

委員会の意見として、2款総務費6目企画費の特別旅費について、中国との国際交流ができる

か2つの市を研修・調査ということですが、行財政改革の最中にその必要性があるかとの意見があり、人選も含め検討することが条件。9目地域振興費の備品購入費の機械器具費は挟間方面隊の消防積載者3台分ではありますが、本来は消防費の消防施設費で対応すべきではないかとの意見がありました。旧町のこれまでの流れの中での予算措置ではありますが、今後は検討してほしいとの意見がありました。9款消防費4目災害対策費の委託料、ハザードマップ作成業務ですが、由布市全体のマップではなく、各地域ごとの方がわかりやすく丁寧ではないかとの意見があったこともつけ加えます。審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上です。

議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（三重野精二君） 再開いたします。

次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会、溝口です。今議会におきまして当委員会に付託された諮問1件、議案15件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査の状況は、平成20年3月6、7、10、11、12、13日、場所は湯布院庁舎会議室及び庄内庁舎会議室、出席者は委員全員、日程については下記のとおりでございます。

内容について御報告申し上げます。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が満了するため、峯浩昭氏の再任を諮問するものであります。審議の結果、峯浩昭氏を適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について。経過及び理由につきましても、国の医療制度改革による後期高齢者医療制度の施行に伴う由布市の条例整備を行うものです。審議の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第3号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について。経過につきましても、ストマ用装具助成金の給付事業に係る県補助事業の廃止に伴い、由布市の条例を廃止するものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第11号由布市国民健康保険条例の一部改正について。経過につきましても、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市の国民健康保険条例の一部を改正するものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第12号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について。審

議の経過につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものです。1個多いかの。済いません、一部を、最後の一部改正、2行目の一部改正が削除、お願いしたいと思います。

平成16年と17年の介護保険税制度の改正による低所得層に対する負担増の激変緩和措置として、平成18、19、20年にわたる緩和措置となっています。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第13号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について及び議案第14号由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第15号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第37号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、一括審議いたしましたので御報告いたします。

審議の内容、経過は、上記4議案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する由布市の4条例を一部改正するものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算について。審議の経過につきましては、平成20年度由布市一般会計の予算を歳入歳出それぞれ19年度当初比較で4.6%、6億5,184万2,000円増額の146億9,484万2,000円と定めるものです。本委員会に係る主な歳出予算は、款別には、3款民生費1億5,955万1,000円増額の44億6,552万7,000円、4款衛生費2,120万5,000円減額の14億5,158万7,000円、10款教育費8億7,359万円増額の20億9,656万3,000円となっています。

2款総務費1項総務管理費13目人権同和対策費に関連して、2名の職員が総務関係職員27名の中から人権同和対策課に配置されていることがわかりました。人件費で目ごとに分けることが可能なものは目で明示すべきではないかとの意見が出ました。善処が望めます。

3款民生費に関しましては、1項1目社会福祉費総務費の社会福祉協議会補助金が昨年同額の4,265万3,000円です。市長が社協の会長を辞し、新会長のもとでの体制となりました。市と社協との連携システムや指導助言のあり方をしっかり立ち上げるよう委員会の中で意見が出ました。

1項2目高齢者福祉費では、新規の高齢者見守り支援事業補助金190万円に関して、湯布院地域での費用対効果が認められる事業を由布市全域に広げるには、予算が小規模に過ぎるとの意見が出されております。2項児童福祉費に関し、児童虐待の早期発見、早期サポートを実現するためにも、教育部局との連携に基づくサポート体制の立ち上げが緊急課題との指摘がありました。虐待を未然に防ぐためにも早急な取り組みが望めます。また、子育て支援課の新設に伴い、設

置場所が課題となっていますが、湯布院庁舎各課の機能を十分に発揮できる配置の検討をお願いするところです。

10款教育費に関しましては、前年比8億7,259万円の増額。そのうち4億5,045万円は給食センター建設に伴うものです。教育に関係する総体的なことですが、市長の施政方針表明同様に、教育長の教育方針表明を議会なり、委員会なりで正式に行うべきとの意見が出ています。前向きな対応をお願いするところです。

2項、3項を通じて小中学校費の2目教育振興費に関してですが、児童生徒の文化やスポーツへの取り組みに対する教育振興の一環として県大会、中体連、全国大会等に出場することができた頑張った子供たちに対し、補助・支援の予算措置や基金創設を求める声が上がっています。委員会としても手だてを講じるべきと意見が集約されました。

また、6項社会教育費1目社会教育総務費の後藤楢根記念事業について。県費補助も加えスタートし、今後は市単独事業として継続していく上で、郷土の児童文学者の業績を発展継承していくという事業内容の性格からも、図書館費の中で読み聞かせや図書館事業を通した方向性を樹立すべきという意見が出ております。

最後になりますが、6款3目図書館費で、図書館オンライン化業務に関して、本日の本会議での議決を待たずに、既に全戸に配布された市報ゆふ3月号の中で、オンライン化実施が報じられています。議会軽視ではなく、議会無視のやり方に委員の皆さんは苦笑することすら忘れておりました。

生涯学習課に限らず、議会最終日の本日も幾つかの特別会計での一時借入れ、限度額の不整合によるかがみの差しかえなど、予算議案が差しかえられました。執行部の予算書作成に対する注意力の不足と欠落は甚だしいものがあります。合併して2年と4カ月、10回の定例議会が開催されました。そして、議会から執行部に多くの改善を求める指摘がなされてきました。しかし、いまだにこのような状況です。議会から改善の指摘があれば、執行部は部内、課内はもちろん、関連部局での連絡や通達で確認を行い、もしその間に人事異動があれば、確実な申し送りで引き継ぐのが当然です。

市長の強力な指導によるしっかりした執行部の体制づくりが強く望まれます。もちろん、我々委員会もこうした指摘については、今後どのように執行部が姿勢を正していくのか、しっかりと見届けることを共通認識しつつ、本議案を賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第28号についてです。平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算についてでございます。審議の経過は、平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ41億7,050万4,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税6億6,046万8,000円、国庫支出金10億8,922万

6,000円、退職者制度の廃止による財源調整分の前期高齢者交付金7億9,502万7,000円、共同事業交付金5億5,285万7,000円、一般会計繰入金4億3,034万2,000円、基金繰入金2億6,300万円等です。

主な歳出は、保険給付費27億9,962万5,000円、後期高齢者医療制度に対する支援金等3億7,678万3,000円、老人保健拠出金1億3,497万5,000円、介護納付金1億5,398万6,000円、共同事業拠出金6億914万9,000円、特定健康診査等事業費2,183万8,000円等となっています。

議案第20号でも触れましたように、関連する法令、条例、規則を遵守した事務執行をすべきとの意見が出ています。また、基金の積み立ては国民健康保険における市民の安心を担保するものであり、しっかりした積み立てと運用が期待されてます。審議の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第29号平成20年度由布市老人保健特別会計予算についてでございます。審査の経過は、平成20年度由布市老人保健特別会計予算を歳入歳出それぞれ4億4,535万8,000円と定めるものです。

主な歳入は、支払い基金交付金2億2,875万円、国庫支出金1億4,440万円等です。主な歳出は、医療諸費4億4,535万円等となっています。4月より老人保健制度及び後期高齢者医療制度へ引き継がれるため、3月診療分及び3月以前の高額医療費の支給分の1カ月分を予算措置するものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第30号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算についてです。審議の経過は、平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を歳入歳出それぞれ3億9,921万7,000円と定めるものです。

主な歳入は後期高齢者医療保険料2億7,674万2,000円、一般会計繰入金1億2,246万9,000円等です。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金3億9,641万円等となっています。広域連合のあり方にも関連しますが、葬祭費3万円の支給が2万円に減額されるという情報も耳に入ってくる状況の中、後期高齢者の不安を取り除いて安心して生活がおくれるような保険料や医療給費制度の樹立を望む意見が出ております。審議の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第31号平成20年度由布市介護保険特別会計予算について。審議の経過は、平成20年度由布市介護保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ29億6,350万9,000円と定めるものです。

主な歳入は、介護保険料4億5,392万7,000円、国庫支出金7億7,093万4,000円、支払い基金交付金8億8,866万4,000円、県支出金4億2,984万

1,000円、一般会計繰入金4億1,990万2,000円等です。主な歳出は、保険給付費28億3,988万6,000円、地域支援事業費6,177万7,000円等となっています。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第33号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてです。審議の経過につきましては、平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を、歳入歳出それぞれ1億1,943万9,000円と定めるものです。

主な歳入は使用料2,013万7,000円、繰入金9,566万3,000円等です。主な歳出は、農業集落排水事業費4,766万4,000円、公債費7,130万9,000円等となっています。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第34号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についてです。審議の経過は、平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を、歳入歳出それぞれ1億3,624万9,000円と定めるものです。

主な歳入は、健康温泉館収入2,556万円、繰入金1億1,018万9,000円等です。主な歳出は健康温泉館管理費6,598万3,000円、公債費6,976万6,000円等となっています。また、本特別会計の予算の中に市職員2名の給与を組み込まれてしかるべきとの質疑での意見を尊重すべきことを委員会で確認いたしました。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、継続審査の件に関してでございます。まず、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について。経過及び理由につきましては、由布市立幼稚園の授業料を現行3,000円から3,500円にするため条例の一部を改正するものです。19年第4回定例会において上程されましたが、委員会審議の中で議論を深め結論を求めることとなり、閉会中の継続審議を行いました。その結果を御報告いたします。

まず、最初に上程の早急さが指摘され、今回の授業料値上げは、保護者や市民に由布市の幼児教育に対する方向性の理解を得て行うべきであり、その点で値上げに際しては、経営状況を住民ニーズ把握に基づいた情報公開を経て、受益者応分負担の理解を求めるという手順の必要性が指摘されました。大分県で一番安い公立幼稚園授業料を維持している由布市が厳しい財政状況の中で授業料値上げを図ることも理解できるところです。しかし、財政改革だけを優先させるのではなく、市政の特質である子育て支援の充実を通して少子化の歯どめや若い世代の市内定住を促進することは何にも増して重要な行政課題であることも委員会で確認されました。まだまだ継続審議をしていくことも提案されましたが、現時点での是々非々を決すべきとの同意のもと、全会一致で原案否決すべきと決しました。

続きまして、同じく継続審議分です。議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正につい

てでございます。審議の経過は、由布市海の家つるみを廃止するため条例の一部改正をするものです。

合併後、指定管理制度への移行もめどが立たず、廃止議案が上程されました。審議の中で、1つは青少年育成施設廃止に際して、市民への周知期間も置かず、その代替策も明らかにしないままであること、2つには、廃止後の売却めどもないまま放置することに対する管理責任等の明示を求め継続審議といたしました。

担当課の生涯学習課より、1つは小学校への利用促進公聴会開催、学びの情報を通じての利用促進にもかかわらず利用者が伸びないこと、2つには、海の家にかわる施設としてマリノカルチャーの利用やチャレンジウォーク、通学合宿の実施を通じての青少年健全育成の実施計画、また3つには、普通財産として売却を進めるため、生涯学習課においてもあっせん紹介の働きかけを通して契約管理課との協調を図る等の対応を確認しました。また、廃止を年度半ばにすることによる混乱を避けるため、年度当初より廃止し、その旨周知徹底するよう求め、全会一致で原案可決すべきと決しました。

以上で、当委員会に付託の案件の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から報告を申し上げます。

本委員会の付託の事件につきましては、審査の結果、下記のとおり決定したので、議会規則第103条の規定により、ただいまから報告を申し上げます。日程につきましては、3月6日から4日間行いました。審議者については、議員6名全員でございます。委員会室は4階の第3委員会室で行いました。今回、担当課につきましては、建設課、水道課、契約管理課、都市景観室でございます。

本日の議事日程の第8号によりまして、一番最後に継続がなっておりますが、私が一番最初につくりましたので、お断りして、最初に84号を、継続審議を申し上げたいと思います。議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約時に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について。継続審議分でございますが、審査の結果、原案可決するものと決定をいたしております。

理由につきましては、この案件は、文教厚生委員会で継続審議となっていました議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正との関連があり、両委員会で1月25日に由布市つるみの現地調査を行いました。2月12日に連合審査に対して調整を行ってきました。今議会の文教厚生委員会での審議で、由布市海の家つるみの廃止についてやむなしとの結論に達したことから、当委員会はこの施設の廃止に伴う条例の整理でありますので原案可決といたしました。審議の結果、原案可決といたします。

このことにつきましては、審議事項ではありませんけれども、今後執行部の方をお願いですけど

も、こういう同時の審議じゃなくて、例えば担当課に付託して、そのものが終わる時点で契約管理課に再度、公の施設というのが32あります。いろんなものが、保育園とかいろいろなものが載ってますが、その辺の今後のあり方について、執行部で十分な協議をして、今後こういうことのないようにしていただきたいと思います。

次に、議案第16号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。審議の結果、原案可決すべきものと決定しております。

理由といたしまして、条例の一部改正をするもので、優良住宅造成認定申請手数料（別表第6）を改めるものでございます。現行では、一律8万5,000円でありましたけども、改正では、造成宅地の面積を0.1ヘクタール未満を8万6,000円から10ヘクタール以上87万円までの8段階に分けて徴収するものでございます。優良住宅新築認定申請手数料についても、現行では住宅の床面積100平米以下6,200円から5万平米を超えるもの5万8,000円までの3段階を今回6段階に分けて徴収するものです。なお、優良住宅新築認定申請手数料は今回廃止となっております。

以上、審議の結果、全会一致で原案可決といたしました。

続きまして、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算について。審議の結果、原案可決すべきものと決定いたしております。

理由を申し上げます。当委員会に関する案件について、各担当課より説明を受けました。歳入の主なものとしては、14款の1項使用料4目の住宅使用料1億924万4,000円、15款2項国庫補助金5目の道路整備臨時交付金として防衛障害防止事業の補助金として2億2,006万8,000円上がっております。17款1項1目の財産貸付収入の土地建物貸付料ほかで1,167万6,000円、22款1項3目の土木債、過疎対策事業債ほかで3億2,480万円です。

歳出の主なものとしては、2款1項の5目財産管理費で1億8,760万7,000円で、主なものは13節の委託料、施設清掃管理1,094万8,000円、警備保障1,332万7,000円、15節の工事請負費は温泉掘削ほかで2,912万円となっております。

8款1項1目の土木総務費につきましては、職員の人件費ほかでございます。2項1目道路維持費の主なものとしては、委託料の1,408万5,000円で、測量設計、市道草刈り業務ほかでございます。工事請負費6,000万円は、各町の2,000万円ずつの3町の分となっております。2目道路新設改良費では、委託料4,515万円、時松中央線ほか5路線でございます。工事請負費4億3,699万3,000円については、小野屋櫛木線道路改良工事を含む8路線が主なものでございます。公有財産購入費4,935万円につきましては、道路改良に伴います、特に時松地域ですが、それについての土地の購入費ほかでございます。4項都市計画費1目都市

計画総務費は、委託料345万6,000円、工事請負費900万円ほかでございます。2目の都市景観対策費につきましては、補助金の417万9,000円が主なものでございます。5項下水道費1,467万3,000円は、事業計画策定業務と公共下水道事業の繰り出し金でございます。6項住宅費の住宅管理、工事請負費2,050万1,000円は、小原団地の屋根の防水等が主なものでございます。

以上、慎重審議の結果、原案可決といたします。

続きまして、議案第32号平成20年度由布市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。審議の結果は原案可決でございます。

理由といたしまして、平成20年度由布市簡易水道事業特別会計の予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,401万8,000円と定めるものでございます。歳入の主なものといたしまして、1款1項の分担金及び負担金で、水道加入負担金420万円、2款1項使用料で、水道使用料1億2,476万4,000円。5款繰入金で、一般会計繰入金として8,421万3,000円、基金繰入金2,761万5,000円でございます。歳出につきましては、主なものといたしまして、1款1項簡易水道費1目の総務管理費1億2,975万1,000円につきましては、需用費、修繕費で1,561万円、役務費111万6,000円、工事請負費2,866万円でございます。2款1項公債費は簡易水道事業借り入れ償還金1億1,126万7,000円でございます。

以上、審議の結果、原案可決といたします。

続きまして議案第35号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計について。審議の結果は原案可決でございます。

理由といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,425万3,000円と定めるものでございます。歳入の主なものといたしまして、4款1項ほか会計繰入金といたしまして1,357万3,000円。5款1項の繰越金67万8,000円でございます。歳出につきましては、1款1項一般管理費からの37万9,000円、3款1項の公債費1,357万4,000円。4款1項の予備費といたしまして30万円でございます。

審議の結果、原案可決といたします。

続きまして、議案第36号平成20年度由布市水道事業特別会計予算について御説明いたします。審査の結果は原案可決でございます。

理由といたしまして、収益的収入及び支出の総額を5億4,861万5,000円と定めるものでございます。収益的収入については、1款1項営業収益費では、水道料金4億9,800万円でございます。一般加入負担金1,938万円、2項営業外収益では、上水道一般会計の補助金として1,133万3,000円、簡易水道一般会計補助金、これにつきましては、谷の南部地区

の水道施設建設に伴う平成20年度の償還利息分の市の補助金1,631万5,000円が主なものでございます。

収益的支出については、2款1項1目原水及び浄水費といたしまして1億4,511万2,000円。内訳といたしましては、浄水場の管理に伴う人件費1,669万6,000円、委託料の中の水質検査の委託料599万6,000円、汚泥処理及び沈砂池清掃委託料としまして2,904万7,000円、活性炭入れかえの委託料1,300万円。新規予算として水原水の原水中に大腸菌やクリプトスポリジウム、これは目野課長が本会議で説明しましたように、人間やほ乳動物が食べ物や水を介して口から腸に寄生する原虫ということでございますが、これが発見された場合、大腸菌は塩素消毒により死滅できるけども、クリプトスポリジウムは塩素消毒では死滅しないために、ろ過または紫外線処理が必要となり、湯布院上水道は塩素処理のみのため、紫外線処理施設の事業実施をする前の浄水方法変更認可申請業務委託料1,271万6,000円を加えております。修繕費1,075万7,000円、浄水場と取水場の電力費として3,120万円、ポリ塩化アルミニウムや次亜鉛素酸ソーダ等の薬品費1,182万1,000円などが主なものでございます。

2目配水及び給水の5,339万4,000円の主なものといたしまして、湯布院地域内の水道施設の維持管理人の人件費283万2,000円、水道検針業務委託料775万8,000円、配水池分水井の場内整備、または量水器、老朽配水管の修繕費2,100万2,000円、各配水池の電力料として502万8,000円、計量法による8年に1度の交換が必要とされる量水器の更新工事350万2,000円でございます。

4目総係費の9,788万円につきましては、通常施設維持管理費及び人件費でございます。

5目減価償却費1億4,141万6,000円は、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品の償却を行う有形固定資産及び水利権、利用権の償却を行う無形固定資産でございます。

企業債利息については、平成19年度末で起債元金償還残高27億6,154万9,000円でございますが、その元金に伴う20年度の利息9,706万9,000円でございます。

資本的収入については、3款資本的収入といたしまして、3項消火栓建設受託金50万円、5款簡易水道事業市補助金　これは先ほど言いました南部谷地区の水道修理に伴う平成20年度の償還元金分市補助金でございますが　1,793万7,000円が主なものでございます。

資本的支出については、4款資本的支出1項浄水施設費の工事請負費で配水管布設工事4件、2,221万5,000円、施設新設・更新工事の浄水場のろ過トラフ更新工事ほか3件で、2,039万3,000円と、2項企業債償還金1億4,309万9,000円が主なものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,080万8,000円は、減債積立金2,000万円と、過年度分損益勘定留保資金1億6,080万8,000円で補てんをするものでございます。

以上を慎重審議の結果、原案可決といたしました。

以上でございます。

続きまして、皆様のお手元にはないんですが、先般本会議で市長が報告いたしました旧挾間町における公共下水についての、当委員会につきまして、市長からの説明を受けましたので、建設水道常任委員会としての意見をこの場で申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の委員会の付託案件ではありませんけれども、本委員会の懸案事項でもありますので、公共下水道事業について市長より説明を受け、本委員会として検討した経過について報告を申し上げます。

まず、これまでの経過ですが、平成8年度に処理計画区域48ヘクタール、処理計画人口1,670人、事業費52億2,600万円で事業認可を受け、平成8年度より処理場用地の一部買収を行い、平成11年度までに合計2万2,296平米を取得いたしました。平成12年度から平成14年度まで、同尻地区の完了工事1,052メートルを施工し、事業費の合計6億7,171万円の支出状況でございます。

平成15年12月、当時の挾間町議会において、現状では財政的に事業を継続することが難しく、現時点では事業を一時休止し、合併後に合併特例債等を活用して事業を再開することを議会で1月に決定をしております。その後、議会の決定事項を踏まえ、県にこれまでの経過を説明する中で、再度休止の協議を行ってきました。さらに、県の事業評価監視委員会へ議題として提出してもらうよう強く働きかけをいたしまして、この中で、16年の2月に監視委員会へ正式に審議依頼書を提出したわけでございます。

その後、翌月の3月2日、当委員会の審議の結果が出ました。中止だとの結論に達し、3月26日に旧挾間町長あてに通知がございました。その内容は2点でした。1つが、公共下水道事業は河川の水質保全や快適な文化生活を営む上でなくてはならない事業であり、事業の中止について、地域住民に十分な説明と理解を得ることが大事だと。もう一点につきましては、事業の早期再開を目指して、工事の手法の見直しを含めた諸条件を整えるよう努力されたいと、この2点が意見として附帯されておりました。

また、この大分県事業評価委員会の出した5年間の休止期限が本年度、平成20年度3月末となっております。市として県及び国に対し一定の方向を示さなければならず、市としても、建設課において年度当初からこの解決へ模索を行ってきております。

このような経過の中で、20年3月6日、当常任委員会で市長の説明を受けました。市長の説

明では、この1年間専門業者に委託をし、事業、財政面の両面から検討を行ってきたが、この事業は年次財政試算によると、先ほど申しました処理区域48ヘク、自治区の処理人口1,670、戸数にして668戸でございますけども、事業の概算の説明が市長からありました。22年開始当初 これは事業を再開した場合です。22年開始当初104戸からがもう既に使われます。そのときの1戸当たりの使用料が5万3,504円、1カ月当たり、1戸に対して負担がかかります。完成時の平成31年度には668戸、全戸が完成するわけなんですけど、そのときには1戸当たりの負担が1万7,294円という、1カ月当たり、その試算になっております。これは100%加入者がおったときの数字ですから、これを80%、70%の加入者になったときは、この単価がずっと上がるということでございます。

こういうことから、市としては 市長の御意見ですが、市民全体から今の財政状況の中でコンセンサスが得られるのだろうか、地元住民から個人 先ほど言った使用料の金額が理解がされるのだろうか。いずれにしても、中止した場合は現在の約5億5,200万円の補助金及び借入金にプラスして、これまでの利息、加算金といたしまして10.95%による支払いをしなければならぬのも現実でございます。

このようなことから、総合的に判断し、市としては中止せざるを得ないと考えておるという市長の御意見を受けました。

この説明を受け、当委員会としては、いろんな意見が出たんですが、大きく4項目ほど上げております。1つが、当時の議会で事業決定し、着手しているが、現在これを休止していること。地域住民も一時休止を承認しているが、再開または休止についての結論を出し、早急に住民への説明が必要ではなからうかと。3つ目が、由布市にとって重要な事業であるが、市の財政に多大な影響があり、現在の財政状況では事業再開は困難ではなからうかと。4つ目につきまして、今回コンサルタントが作成した将来推計などの資料により、早急に関係住民の方への説明を開催すべきではないかと。ほかの意見等がいっぱい出ました。このことを皆さんに報告申し上げておきたいと思っております。

このほかに、この状況につきましては大変重要な問題でありますので、全員協議会で議論をすべきではないかという意見も当常任委員会では上がっております。こういうことを一応、市長からの報告が当委員会にありましたので、一応皆さんに報告を申し上げておきたいと思っております。

また、これにつきまして、市長の方も全協で再度皆さんにこのことをお話しをし、また、お願いをしたいという市長の趣旨もございまして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、委員長報告を終わりたいと思っております。

議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午後0時05分休憩

午後 1 時00分再開

議長（三重野精二君） 再開いたします。

次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、観光経済常任委員会に付託をされました議案 1 件について、審査の結果、決定しましたので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告をいたします。

日時は、平成 2 0 年 3 月 6 日、1 0 日、1 1 日、1 3 日。場所は挟間庁舎 4 階第 1 委員会室。審議者は、私と工藤議員、後藤議員、吉村議員、藤柴議員、太田議員の 6 名です。担当課は、商工観光課、農業委員会、農政課であります。

審議結果を報告します前に、3 月 1 0 日に本委員会が現地調査を行いましたので、簡単に説明を申し上げます。

由布市内の挟間 2 カ所、庄内 2 カ所、それから、湯布院 3 カ所、計 7 カ所の現地を視察いたしました。視察場所は、挟間グリーンファーム水耕ネギ栽培でこのたび大分県農業賞を受賞されました挟間町古野の五島泰浩さん、それから、2 番目に、田中いちご農園、田仲輝行さん、挟間町谷。3 番目に、庄内町龍原の農産物加工販売所城山、それから、4 番目に、庄内町大龍の竹から生まれた由布の塩、吉良忠幸氏宅の製造現場、それから、6 点目に、湯の坪街道、湯布院町の湯の坪街道、それから、7 カ所目に、湯布院町の災害治山工事現場、湯布院町佐土原地区、それから、7 点目に省エネ花卉栽培、八川ガーデンの現地を視察いたしました。

それでは、議案の審議結果を申し上げます。

議案第 2 7 号平成 2 0 年度由布市一般会計予算について申し上げます。

審査の結果、原案可決すべきと決定をいたしました。

経過及び理由について申し上げます。

平成 2 0 年度由布市一般会計予算の歳入歳出予算の総額は 1 4 6 億 9 , 4 8 2 万 4 , 0 0 0 円ですが、当委員会の所管する 6 款農林水産業費 7 億 8 , 3 2 6 万円で、昨年対比 2 , 3 2 9 万 4 , 0 0 0 円の増額、7 款商工費は、昨年とほぼ同じで、1 億 3 , 1 2 2 万 1 , 0 0 0 円となっております。

まず、歳入の主なものとして、1 6 款県支出金 2 項 4 目農林水産業県補助金、2 節の中山間地域等直接支払推進事業補助金 1 億 8 , 9 5 1 万 9 , 0 0 0 円の内訳につきましては、全部で 4 4 集落、庄内 3 1、挟間 9、湯布院 4、それから、個別が 1 8 人分です。

元気な地域づくり事業補助金 2 , 9 5 2 万 1 , 0 0 0 円は、3 地区（柿原、祐照庵、影戸）の用排水整備事業の補助金です。

同3節しいたけ原木供給システム構築事業補助金60万円は、阿蘇野林研グループ育成のものです。

次に、歳出の主なものとして、6款農林水産業費1項3目農業振興費19節の担い手農地集積高度化促進事業補助金892万5,000円は、南田代、長宝、柚の木の集落営農組織の育成と農地集積促進に対する補助金です。

同4目畜産業費19節久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金6,445万4,000円の内訳は、雨乞、並柳、五万木、扇山、荒木、乙丸、旧湯布院の7カ所分です。市場再編に伴う助成金60万円は、1頭500円の運賃助成です。

同2項林業費1目林業振興費13節の有害鳥獣駆除330万円は、湯布院、庄内、挾間の猟友会への委託料です。

同2目林業費15節の工事請負費2,140万円は、林道大分中部線舗装工事と草刈ほか、維持補修費です。

7款商工費1項2目商工振興費19節の商工会補助金1,164万1,000円は、旧3町商工会への補助金です。

なお、20年度より家畜市場の再編により、市内の市場が廃止され、豊肥、玖珠に出荷しなければならず、高齢化が進む畜産農家にとって生産意欲の低下が懸念されます。今後とも強力に畜産振興のために諸施策を実施すべきとの意見を付し、委員全員慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、1件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、日程第2、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 早速土地開発公社の来年度の予算審議が議会が終わったら、すぐ行われます。それに反映させたいと思うんですけども、委員会でどういうふうに結論になったか、お尋ねしたいんですが、1つは、向原別府線の利子を事業原価と利子の支払い、両方に二重計上しとった点について。2点目は、利子のみを支払うことについては、これはもう財政課の方で科目ちゅうか、節の変更を行うということでした。3点目は重大な問題なんですけども、塩漬けの土地について、委員会としてどういうふうな審議をして、指摘をされたのか、教えていただきたいと思います。

それと、4点目は、事業計画や借金の根拠となる予算の位置づけもなく、毎年1億6,000万

円の借り換えを行っていることについて、委員会としての判断基準を教えてください。

最後に、市長が理事に就任している点や、あるいは、議員がその先行取得の執行作業に理事として加わる、そういう理事を構成してるとということについて、委員会でどういう結論になったのか。以上、教えてください。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） まず、市長と議員がその土地開発公社の理事になっているという件ですけど、市長が、それが適当か、不適当かは、もう理事会でやってほしいという意見があり、もう、そういうことであります。議員がその中に入っているということは、逆に言えば、こういった報告事項でありますので、西郡議員さんみたいに素晴らしい議員さんが入っておる方がいいんじゃないんでしょうか。その中で、理事の中で発言をできるし、うちの委員会としては、そういう意見で。まあ議員が中に入った方がいいのかどうかという判断は、これから各種委員会の割り振り方の中で議運なり、全員協議会の中で決めてほしいという総務の意見でありました。

それと、先ほどの主な質疑の内容ですけども、もうこれも土地開発公社の理事会の中での決議事項でありますので、うちとしては、内容的には審議しておりません。

以上です。

議長（三重野精二君） はい。

総務常任委員長（新井 一徳君） 塩漬けの土地という言い方はどうかと思いますけども、下湯平と南由布の現地は見させていただきました。南由布駅のところは、トロッコ列車等の駐車場にも活用しておりますし、これから駐車場の整備としても使いたいというようなことでありますので、まあ、いい活用の仕方をしてほしいと思いますし、下湯平の土地におきまして、現在では給食センター等の候補地でもありましたし、まだこれから慎重に活用方法を土地開発公社の方で検討してもらいたいと思います。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 去年も同じ指摘をして、去年の場合は、市長と議員が加わることのみしか議論してなかったんですけども、今回もあんまり進歩はないんです。そういう点で言えば、議案を付託された委員会は、やっぱりせっかく問題点を委員会で指摘しているわけですから、それについてきちっとやっぱり詰めた論議をするというふうにしてほしいと思います。何のために本会議で問題点をいろいろ指摘したかわからんような、そういう委員会審議ちゅうのは、私はちょっと困ります。

そういう点で言えば、ある意味では理事就任に対しては、これは議会に投げかけてた問題であります。理事長も市長の方も議会の方で判断してもらいたいと思ってた部分です。そういう点が委員会の中にきちっと反映されないということは、私は非常に残念だというふうに思います。再

度改めて6月議会には、新年度の事業計画、予算等が出ますから、その問題を蒸し返しますけれども、慎重な審議をお願いしたいと思います。答弁要りません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 特に言いたいことは、開発公社はもう既に閉鎖すべきだというふうに私は思います。内容を見ましても、普通財産で取得して、そして、早急に処理すべきものを、当初は住宅建設用地特定目的のために購入した部分でありますけども、こんないい加減な処理の仕方が土地開発公社で繰り返されるということは、普通、市民感覚からすれば、1億6,000万円もの借りがえが何の根拠なしに行われるなんちゅうことがわかったら、大変なことだというふうに私は思います。そういう点で言えば、新年度のそういう予算措置の原案も見せてもらいましたけども、何らそれをうたわれておりません。そういう点で言えば、議会がそういうことをそのまま許してるちゅうこと自体異常事態なんですね。平成9年から今日まで。

だから、そういう点で言えば、早急に議会が 中心は総務委員会ですけれども、全体として土地開発公社に関心を寄せて、そして、こういう問題をきちっとけりをつけていくという立場の警鐘のために、今回は反対をいたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君）うちの委員会に付託されてたことですから、質疑はできなかったんですけども、問題点がいろいろ含まれております。といいますのも、本人が教育委員だったという点を私は着目して、湯布院の同和行政、特に同和教育に関していえば、これはもう逆流現象というんですか、文教厚生に入って初めて川上の集会所へ行ってわかったんですけども、異常としか思えないんですね。いまだに同和の名を冠して講座を行うということ自体、法が切れて5年もたつのに、何でもかき行われてるんかと。集まった市民の皆さんに聞いてみました。そしたら、自分たちは、もう自然になくなるというふうに思ったというふうに言うんですね。もう、それは委員会の方から県を初め市が意図的に残してるんだというふうな説明をして帰りましたけれども、そういう点で言えば、やっぱり市民が講座に出席しやすくなるためにも、その異常な事態を早急に打開すべきだというふうに思うんですけども、その人権擁護委員たる教育委員が、先般の教育委員の選任のときにも私うっかりその人を同意してしまったんですけども、この人権擁護委員たる人が、そういうことをきちっと部落差別のそういう解決のために奮闘できてた人なら、こういう事態は起こらなかったというふうに考えます。経歴から考えて、この人が引き続き教育委員でなく、人権擁護委員をするということについても、そういう根底から誤った、そういう過ちをやった人が繰り返しその任につくということについては、私は同意はできません。むしろ差しかえて立派な人を人権擁護委員に法務省に推薦していただきたいというふうに思います。

議長（三重野精二君）ほかに討論はありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君）それでは、ただいま議題となっております諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任とすることに賛成の立場で討論をいたします。

提案されています峯浩昭氏は、これまで教育一筋に献身され、その経歴が示すとおり、教育全般にわたり多大な貢献をされているところであります。

現在も社会教育委員長としての重責を担い、地域住民の意向をいかに社会教育事業に反映させるかを日々研究調査され、地域の中でも御尽力をされております。人権擁護委員としては、平成14年7月以来大変御努力をいただき、活躍をいただいているところであります。また、社会福祉協議会でも心配事相談員をされ、市民の安心に貢献をされておられるところであります。

先ほど、反対討論の中には同和教育推進云々との話がありましたけども、氏がそれを本当に推進されたかどうかというのは推測に過ぎず、軽々に申すべきことではないというふうに私は考えております。

仮に、それを推進されていたとするならば、何が問題であるのか。歴史学で言う1次、2次、3次の資料をしっかりと提供し、議論するべきものであると考えます。日本共産党8番議員は、よくこの問題を取り上げられますが、この問題を真に解決したいのであれば、日本共産党と部落

開放同盟の何が違って、何が同じなのか、そういった資料を議会に提供し、この由布市議会でも徹底的に私は議論をするべきだと思います。このままでは両者が同和を政争の具にしているというふうに見え、真の問題解決にはならないのではないかと私は考えております。

ちょっと話が外れましたけども、いずれにしても、峯氏は、誠実で円満な人柄、さらに、これまでの豊富な経験に培われました見識を生かし御活躍いただけるものと考え、人権擁護委員として適任と考え、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、日程第4、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

異議ありですか。

議員（8番 西郡 均君） 異議ありです。

議長（三重野精二君） 8番。ちょっと待ってください。異議がありますので、起立により採決いたしたいと思います。議案第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに……

（「発言とってから撤回せにゃ、あんた、何と言っているかわからんやろう」と呼ぶ者あり）

（「異議は申し上げられないんですか」と呼ぶ者あり）

取り消します。（「何を取り消すん」と呼ぶ者あり）あなたの指名を取り消します。

異議がありますので、起立により採決いたします。議案第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数であります。よって、議案第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程第5、議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 賛成多数となっています文教厚生委員会で反対のただ一人の人であります。内容を言います。もう御承知のように、75歳以上の高齢者に差別医療を持ち込み、年金18万円という生活保護基準以下の人からも強制的な取り立てを行うというこの後期高齢者医療実施そのものを即中止を求めるということで、反対の立場であります。

ここ、細かいことは次の後期高齢者医療の特別会計のところでまた申し上げたいと思います。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号由布市行政組織条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 産業集積の基本的な計画の同意書を私にもいただけるということだったんですけども、委員会の席で配られたのかどうか。そして、その委員が、もう西郡にはやるなちゅうたんかどうか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） うちの委員会にも配られてないですね、ないです。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） こういう産業集積の形成にかかわる企業体というのは、ほとんどキヤノンとか、そういうのかかわる人たちのための固定資産税の軽減措置であって、中小零細業者がそういう集積のそういう団地の計画とか、用地を取得するとかいうのは、ほとんど考えられないというふうに思うんです。そういう点では、こういう大企業のための減税措置を市町村にそういう条例をつくれれば措置ができるからということで安易にやるんじゃないかって、やっぱり委員会等でもきちっとその辺は見定めて審議してくれたかどうか。まあ質疑しなかったから、ちょっとわからんですけども。本来的には、こういう大企業のためのそういう減税措置に対しては反対をすべきだというふうに私自身考えますし、この条例案については反対であります。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号由布市特別会計条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 質疑で指摘したように、この提案理由そのものが、差しかえられてはいるんですけれども、附則32条によるのが根拠なんです。それが、そこ辺がわからないように書かれているという点では、提案そのものが成り立たないというふうに私は考えます。この差しかえられた提案の言い回しでは理解できないと。理解できないという提案理由はほかにも多々述べましたけども、今定例会の中ではほとんど差しかえられないまま来てました。次回から気をつけますということだったんですけども、こういうやり方というのは私は認められないと。やっぱりきちとした根幹にかかわる部分ですから、やってほしいというふうに思うんですけども。委員会ではどういうふうに議論されたんでしょうか。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 私がちょっと4日の日ですか、事情があって欠席しまして、西郡議員の質疑を聞いてないんですけど。委員会の中で西郡議員は旧老人保健法か、改正前の老人保健法か、どちらが正しいのかというような御意見だったと思うんですけど、もうそれは解釈の違いでありまして、うちの委員会としては、もうこの原案のとおり可決という方向に決まりました。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私の質疑を聞いてないからわからんのやろうけども、その老人保健法にこだわるんなら、旧老人保健法と書くべきだと指摘したんです。しかし、そのことはもう取り下げたんですよ。高齢者の医療の確保に関する法律に差しかえられてるんです。だから、それはそのまま評価するんですけども、その適用条文が6条、7条じゃ違うんじゃないですかというのが私の言わんとするところです。既に、健康保険法等の改正による法律の中に、附則の中に、法律の中全体にこの従前からの経過措置としてうたわれているわけです。だから、事細かにいろいろ書く必要はないというのが私の主張だったんです。6条、7条なんちゅうのは、書けば、8条も書かないと。5カ年の経過措置も8条に載ってるんですね。だから、そういう不十分な書き方をするんじゃなくて、もう一切書かないか、ということで議論してほしいと言ったんですけども、ほとんど議論されてないようにあります。その時点ではですね。だから、本会議で言った、こっちの言わんとしたこと、通告書も出してるわけですから、それをきちんと読んで、そして、どういうことを議論すればいいか、委員会の中でやってほしいというふうに思います。まああえて反対するような中身じゃありませんけれども、そういう点では、本会議の質疑をもっと尊重してほしいというふうに思います。答弁要りません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 消防の出動手当を廃止したということで、それにかわるものとして救急、消火の月3,000円ということになってるんですけども、本会議の質疑で言ったように、救急搬送の中には感染症の患者も含まれるわけです。それが消防署は手当が1日その感染症患者の2,000円というのを毎日つけるわけにはいかないですよ。そういう感染症があった場合。そこ辺は委員会でどういう議論になったのか、教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 感染症の分は、第2条1項で手当があるんじゃないでしょうか。そのことについては委員会の中では別になかったんですけども、この1項で上げられてるんじゃないでしょうか。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） その上げられてるから問題にしてるんですよ。その上げられてる人の対象が、救急隊員に1日2,000円とやるんなら、私はいいですち言よんです。これにかかわるのは厚生課の職員 厚生っち言わんよね。保健衛生課、どこかな。感染症にかかわる部分は健康保険事務所の方が何か、この前みたいに何かあったときは、0 157とかあったときには、それにかかわる人は関与して、片付けとか、いろんなとかかかわった場合、その手当が出るんでしょうけども、先ほども言いましたように、救急車の場合は、感染症患者も搬送するわけですよ。それを重複して払うというんなら、私はいいと思うんですけども、そういう検討をされたのかどうか。重複して払わないちゅういうふうに私聞こえたからね。だから、問題にしてるんです。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 我々の委員会に付託された分は、この消防職員の1人300円をしないというふうに、だけの条例改正でありますんで、先ほどの感染症等は、済みません、訂正いたします。これは消防職員ではありませんでした。ですので、うちの委員会にかかった分は、その300円を支給しなくなったということで審議しましたので。

以上であります。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いや、それは改正条例を見りゃあわかるんですよ。そのとおりなんです。しかし、それでそごが出るじゃないかと。従前からの悪いんだけども、新しい月3,000円にしてしまって、それしか払いませんと。あ、重複して払う。（発言する者あり）あ、消防職員も。そうね。それを先に言ってもらえれば。

はい、わかりました。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 本会議の質疑で言ったように、これが うちか。ああ、ほんならだめやな。（「総務常任委員会」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。何しろ文教厚生が多いもんやから。

公布されたのが国会可決して12月12日なんです。そして、本会議中であって差しかえ等も行えば間に合った案件なんです。そのことについては、委員会では議論して指摘ちゅうか、そういうことをされたのかどうか、教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 説明はありました。12月12日ですか、官報か何かであったらしいんですけど。国から県に来たのが12月の26日に来て、県から市に来たのが1月8日というところで、そういった経緯は確認しました。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） その日付の入った書類はいただいたでしょうか。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） いや、日付の入った資料はいただいておりません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号由布市国民健康保条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 本会議で提案理由の根拠法令が間違ってるということを指摘した

ら、間違ってますということを認めて、差しかえますということは言わなかったんですね。次回から気をつけますつうふうに言ったんですけども、次回からじゃねえ、これも訂正しろというふうに言ったんですけども、委員会としては、正式な提案理由の文書をいただいたのか。それとも、西郡はあげえ言ったけども、もうこん次から気をつければいいやということで済ましたのかどうか、そこ辺を教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 別に資料も何もいただいておりません。委員会でもその辺の話は出ませんでした。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは総務委員会にも言ったことなんですけども、本会議でそういう問題を指摘されたら、委員会でその取り扱いをどげするかというのはきちっと議論して、そして、返事をすべきだというふうに思います。軽々にやっぱり間違っているやつを、何も議論しなくて、委員会でも話題にしないなんちゅうことはあってはならない話だというふうに私は思います。今後十分気をつけてほしいと思います。で、これは差しかえなくても、そのままということですね。はい。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも参考資料が不十分なものをそのまま添付してるんで、きちんとしたものを配り直せというふうをお願いしたんですけども、委員会の方で改めて話し合ったけども、そこまでする必要はないよというふうに言ったのかどうか、その辺も含めて、委員長、お答えいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 詳しい資料というのが、どこ辺までというのがわかりませんが、一応総務委員会には調査表という形で資料はいただいております。その中にも頻りに事故が起きてたりというような内容で、必要性についても書いております。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長全く理解してないようがあるので、わかる人がきちっと総務委員の方、答えてくださいよ。こんないい加減なことでは済まされませんよ。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

議員（8番 西郡 均君） ほかにないっちゃ。委員長まともに答えてないじゃない。

議長（三重野精二君） 委員長以外の方じゃなしに、委員長に質問してください。

議員（8番 西郡 均君） じゃ、ちょっと委員と相談してよ。答弁できんやろ。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） この資料の最後のページに数字が抜けてるということではないんですか。

議員（8番 西郡 均君） そうです。

総務常任委員長（新井 一徳君） それは、もう単なるミスということで説明を受けました。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だから、そのミスはミスで改めてきちっとしたものを出させるべきじゃないんですかというふうに指摘したわけです。それを、あんたとこの委員会で、もう無理にそんなことせんでいいと。ミスならいいんじゃないかと。わかったちゅうふうに了解したんかね。何のために本会議で質疑してるんかわからないじゃないですか。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） ミスは指摘しましたし、内容的には、右の変更後の中に数字が入っていますんで、変更はないということで、今回の追加の分だけの数字は入っていますんで、その辺は指摘はしましたし、この表で納得いたしました。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） このみっともないやりとりをされる前に、総合政策課長はきちっと正しい文書を今朝でも配るべきですよ。自分の間違いを委員、議員のこういうやり取りの中で済ましてしまうなんちゅうのはもってのほかですよ。それだけ言っておきます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 文教厚生委員長にお聞きいたします。

6項3目図書館費の図書館オンライン化業務についての御報告がありました。議会無視のことについては、朝全員協議会の中で市長から陳謝がありましたけれども、この報告、「議会軽視じゃなく議会無視のやり方に、委員の皆さん苦笑することすら忘れておりました」とかいう、よくわかんない報告なんですけど。こんなことを報告されるよりも、私、質疑の中で、この図書館オンライン化の導入した後に年間の維持費が幾らになりますかということ積算してくださいと言いましたけれども、その積算した数字を委員会の中で検討されましたでしょうか。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 今、委員の皆さんにも聞きましたけども、資料としての提出はございませんでした。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 先ほどから総務委員会では本会議で質疑したことをきちんと議論してないというふうに言われましたけれども、私、この点は本会議で質疑をいたしました。担当者の方からは、維持管理費はまだ積算してないけれども、今後積算する必要があると思うという答弁までいただいております。そのことを聞いて積算するようという指示をなぜしなかったのか、お伺いいたします。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 申しわけございません。オンライン化業務に関する説明のその下の段ですけれども、ツール システム導入事業等の関連で、由布院と庄内の蔵書のデータ化の中で、一応この統一を図るんだという意味での大まかな説明はありました。そして、その中での電算化だということで、私どもは理解したところでございます。申しわけございませんでした。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それは導入のところで、で、この導入した後に、毎年維持管理費がかかると思うんですと申し上げたんですね。その維持管理費が年間どのくらいかかるかという積算をしてくださいと質問したんですが、その積算……

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 積算は見込みであって、業者がまだ未定であるという関連から、維持経費がまだ算出できないというふうな説明でございました。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴でございます。文教の常任厚生委員長にお伺い、1点します。

中ほどの3款民生費に関してということで、ここに委員会の報告を書いておりますけれども、この社会福祉協議会補助金が昨年同額の4,265万3,000円ということで、そしてまた、市長が社協の会長を辞任をし、新会長のもとでの体制となりましたと。市と社協との連携システムや指導、助言のあり方をしっかり立ち上げるようという委員会の中の、これは数名の意見でしょうけれども、意見があったということでございますけれども、この市と社協との連携システムや指導、助言のあり方をしっかり立ち上げるようということについて、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思いますが。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

ただいま指摘の連携システムにつきましては、この本文中にもございますが、首藤市長が社会

福祉協議会の会長でございまして、辞任されて新しい会長ができたということによって、意思の疎通が今までは御当人が御当人で、自己決済のような形でもうすぐできておりましたので、その点の討議、検討、試行の時間がかかるようになるということで、連絡を緊密にする意味合いでの表現で、こういう連携システムという言葉を使いました。

また、当然今まで会長と市長、同一人物でございましたので、指導、助言も、指導の方にウエートがかかって、みずからの会長という職からさまざまな指示、命令ができましたけれども、今度は、もうワンクッション置いて、市長から新会長に、新会長から社協のシステムにと体制に指示がおりるようになりますので、その辺の助言のあり方というのまた未知でございまして、しっかりとその仕組みを構築なさるよという意味で、こういう報告ということになりました。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 1点だけ質問させていただきます。文教厚生常任委員長ばかりでは、ほかの委員長さんがさみしいでしょうから、観光経済常任委員会、山村委員長に1点だけ御質問いたします。

商工会への補助金ということで、委員長報告の中にもありましたけども、市民税の法人分がここ3年前から比べると4億円弱ぐらいの現年課税分で減額をしていると。それに、比例するかのよう、商工会の補助金等も下がっていているという現状なんです。これは、やはり比例なくて逆比例で、厳しいからこそ、やはりそういった商工業者への支援仕組みを今一生懸命やっているのが商工会であるということで、アップをするべきじゃないかというふうなお話をさせていただきましたが、その辺、委員会の方でどのような協議をされたか、教えてください。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 山村です。それでは、2番の高橋議員にお答えをいたします。

商工会の補助金等でございますが、補助金の総額が1,164万1,000円となっております。19年度が1,225万5,000円となっております。その中で、商工会が今度商工会の合併というような問題も出ました。そういう中で、商工会の位置づけというのが非常に3町なかなかまとまらないということでございますが、予算も全般的に5%前年対比削減というような中で、削減せざるを得ないというようなことで、前年に比べて1,225万5,000円が1,164万1,000円になったというような説明を受けております。

それで、商工会の一応指摘事項として、3町ばらばらでは困るということで、委員会としても早急に湯布院、庄内、挾間の商工会が合併すべく指導をしていただきたいというような示唆を商工会の方にまたお願いをしたわけでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 総務委員長にお聞きします。

経過及び理由の真ん中あたりの下です。中国との国際交流でございますけれども、実際、私もどういふ結論が出るのかなとは思ってたんですが、検討するということで落ち着かれましたが、中国と国際交流を図る研修、調査ということで、私どもの委員会では、食育の担当で管理栄養士がぜひ必要だというふうな結論が出たところなんでございますけれども、その最中にも、危険な食の問題が中国から発して、それに対する不満と申しますか、中国の対応などには不信感を持っているというふうな意見が多々占めたんですけれども、そういう話題。ただ、御報告の中では、行財政改革の最中にその必要性があるのかということと、人選も含めてということですが、その中国自体に対する国際交流の必要性という観点からの議論はあったのでしょうか。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 食の安全ではなくて、この2市というのが、ちょっと難しいんですけど、桂林市と何やったか、咸陽市、この2市から、平成19年の5月25日と6月にこちらの方に、由布市の方に訪問に来ていると、そういった中で、訪問団から湯布院の温泉と長重を結ぶ交流を進めたいという申し出があったり、咸陽市の代表者である方から、温泉活用を通じた交流促進の契機として、市長の訪問の要請をしているということなので、温泉活用とか、そういった交流も必要であるんですけど、今のこの時期にいかがなものかという委員会の意見でありましたので、食の安全の意見は出ませんでした。

以上です。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 今のこの時期にということとは、行財政改革の中でということになっとるわけですね。

総務常任委員長（新井 一徳君） はい。

議員（7番 溝口 泰章君） では、それも含めてになると思うんですけども、中国を対象としてのこういう国際交流を想定しているということに関して、他の国々を対象とするようなアイデアといいますか、ほかにも検討するという中に入るかもしれませんけれども、他の国々と、他の都市ということで国際交流を含めた、姉妹都市になるんかもしれませんけれども、そのあたりの検討というふうに具体的なお話はありましたでしょうか。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） 委員会の中で、執行部からの説明ではこの中国の2市を検討しているということでありました。他はありませんでした。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 来年度の一般会計予算について反対の討論を行います。

最大の理由は、人権同和関係予算、人件費1,600万円です。2人の人件費を組んでいるらしいんですが、1日部屋に行っても何もすることがない。人権擁護委員の仕事は地方法務局の仕事です。唯一ある川上集会所は、なんと公民館に臨時職員が待機して、そこから行っている。一体2人の高給をもらってる職員、何をしてるんですか。

先ほど質疑の中で、日本共産党がどうしたらこうしたらというのがありましたけれども、単純なことなんです。同和地域、要するに部落があるか、ないかだけの違いなんですよ。法律施行以後、こういう部落があるという前提にしてたことは間違いですというふうになりました。もう44年ですから、相当たちますよね。昭和44年に施行されたわけですから。

ところが、今名前も出ましたけれども、解放同盟というところは、いまだに部落があると、部落民がいるということを前提にした運動を展開してるんです。時代錯誤も甚だしい。だから、その要請にしたがって湯布院町では残している。委員会の審議の中で、庄内町の場合は、もう既にそれはもうなくそうじゃないかという話が進んでいたそうです。挟間はなくしていました。そういう点で言えば、きわめておくれた立場に立つ湯布院の同和行政、同和教育。不幸にして、大分県が、これ間違っているわけなんですけれども、その兵児かたげをしてるちゅうかなんちゅうか、みっともないことを露呈しているわけなんですけれども、こういうむだ遣いは早急にやめてほしいということが第1点であります。そして、集会に参加している人たちも、一般行政での施策を望んでいます。同和なんていう名前を冠してやられること自体、逆差別も甚だしいというふうに私は思います。残酷です。

2番目の理由は、給食センターの建設です。

12月議会でも、ここの吉村議員が庄内町の自校方式を褒めていましたよね。やっぱり地産地消の点からも、食育の点からも、自校方式にまさるものはないというふうに言っていました。市長自身も、自校方式が一番いいんだと。もとに戻したらいいじゃないですか。湯布院と挟間の給食センターが悪いのなら、11億円も12億円もかけなくて、5億円ずつのセンターを両方につければ、十分だというふうに私は思います。庄内町の自校方式をぜひ存続してやってほしいと思います。

3番目の理由は、国体への協力であります。

ラグビー場建設に3億円、来年度、新年度予算が3億4,000万円です。去年が7,000万円人件費を使いましたから、総額7億円なんですね。そのうち、県が、市債権が3分の2負担すると言いながら、2億円にも満たんのですよ。後は私たちの借金と一般財源から費やされると。もうこんなむだ遣いは早急にやめてほしいと思ってたら、なんとこれに生徒を動員することまで平気でやっ取るんです。あの天皇杯、皇后杯という天皇を利用してのこういう行事に、生徒が補助員として200名以上協力してくれなければ、大会が成立しないなどと平気で議会で答えるような、そんなことがあってあられるかちゅうんだ、私は。

まあ、膨大なむだ遣いもともかく、子供を動員するという、まさに天皇を利用しての総動員体制ちゅうんですか、ボランティアで皆さんやりましょうちゅうのは、それは幾らやっても結構です。しかし、無理やり子供を200何十人も動員するなんちゅうのは、私はもう聞いてあきれて、しかも、それを把握すべき教育委員会は何ら通知も知らないなんてことを、平気でこの場で言うんですから、私は、もうあきれて物が言えません。

以上、3点、大きなもの 細かく言えばいろいろありますけども、それを理由にして反対討論といたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。19番、小野二三人君。

議員（19番 小野二三人君） 19番、小野でございます。私は、賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

御承知のとおり、財政運営に当たっては常にその健全性の確保に努め、活発な行政活動の推進、行政水準の向上、市民福祉の向上のため全力を注がなければならないことは申すまでもありません。市長の施政方針の中で、由布市に生まれ育ったことに誇りと自信を持っていただける市政を実現する。そして、地域自治を大切にしたい、住みよさ日本一のまちの実現を胸に刻み、由布市発展のため全力を挙げると結んでおります。

とは申せ、自主財源は歳入全体の36.3%、後は依存財源という厳しい行政状況下でございます。にもかかわらず、行政サービスに対する要請は多様化し、限られた財源の中にあっても際限のない行政需要に対し、事業費の多寡にかかわらず図書館オンライン化事業、放課後児童クラブの施設整備、家畜市場再編に伴う助成等々、ハード事業、ソフト事業の新規予算の計上、また、継続分に配慮した跡がうかがわれます。一気に満足のできる予算にならないことは十分理解できますが、予算書はまちづくりの設計書でございます。義務的経費を抑え、特に給食センターの建設もありますけども、投資的経費が大幅に伸んだことは注目すべきことでありますが、今後とも行財政改革において、行財政運営のあり方を聖域なく検証し、新市まちづくり計画に沿った施策の実行実現、当然ながら、農林商工業の振興、教育、福祉、消防、スポーツ、文化等々、日常生活に密着したサービスの提供と地域住民福祉の向上のため、総花的な施策の羅列にならない、費

用対効果につながる予算執行を強く望み、私は、平成20年度一般会計予算に対し賛成といたしたいと思います。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は各委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時20分とします。

午後2時12分休憩

.....
午後2時20分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第23、議案第28号平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） うちの委員長が報告の中でも述べてますように あ、そうか。ほんなら、もうカット。反対の最大の理由は、やっぱり由布市が定めている基金積み立ての基準ですね。これをやっぱり守って、そして、取り壊す場合も、やっぱりその基準に満たないものを無理やり取り壊してほとんどゼロにするんじゃなくて、それ相当のものを残して、そして一般会計から補てんするという作業が必要だったのではないかと思います。

説明の中で、一般会計からその他の繰り入れとしてこんなになっているじゃないかという豪弁がありました。豪弁です。本来、保険事業費の財源は、国保税にすべて求めるなんちゅうのはこれは乱暴な話で、これは補正のときにも言いましたけれども、当初予算でも、それはすべて国保税に求めるというのは、これはあっちゃあらん話で、そういう点で言えば、かつては国が政策として2ぶんの1は国が補助金を出しますよと。あとは県と市町村と国保税で何分の1ずつか見てくださいというやり方でやってたわけですから、一般財源化された今は、そういう政策経費に国が補助金、負担金を出さないとはいえ、まあ一部出しますけどね、保険事業費については、応分の一般会計からの繰り入れを行うと。

同時に、総務費分あるいは介護納付金の市負担分とか、予備費分、予備費もかなり今度組んでいますから、そういう部分で言えば、当然の繰り入れをしているだけの話で、何もたまるような繰り入れをしているわけじゃないんですから、せっかく由布市が決めた基金の基準額というのは、やっぱりそれを満たすように、違法行為を積み重ねないように十分行って、そして、必要な繰り入れを行って、そして、国保の安定化のために、市民の健康を守るという立場でやってほしいというように思います。

そういう点では、いい加減に組んだこういう国民健康保険の特別会計予算、反対いたします。
議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第29号平成20年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第30号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 早速この後期高齢者医療特別会計予算が 4 月 1 日から発足するというわけであります。 2 年前の 6 月の医療制度改悪を行って、そのときからホテルコストあるいは食事代ということで、病院に入院した人については過大な月 3 万円以上という負担がよけいにかかけられるようになったわけなんですけれども、これに輪をかけるのが、この 4 月 1 日からのこの後期高齢者医療制度であります。

そういう点で言えば、先ほども条例の中でも言いましたように、75 歳以上のすべてのお年寄りの医療を差別医療、別立てにして、そして、わずか月 1 万 5,000 円、いわゆる生活保護基準のはるか下の人からも強制的に年間 18 万円の年金の人から特別徴収で取り立てるといような制度になっております。しかも、その金額たるや、介護保険と合わせればもう 1 万円超すということで、とんでもない数字であります。

そして、窓口の負担も低所得者は 6 カ月から 1 年半限定つきで 1 割負担のままということでありますけれども、早急に 2 割、3 割にしていくという予定であります。そういう点で言えば、医療はきちっとしたものをしない。しかし、取り立てるのは真剣に取り立てられるというこの後期高齢者医療そのものを撤回する必要があるし、むしろ、由布市ではこれを否決して、地方から反旗を翻すというふうにしてほしいというふうに思います。

以上で、反対討論を終わります。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第 30 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 22 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 26、議案第 31 号平成 20 年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 31 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第32号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第33号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第34号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第35号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 新年度の公共下水道事業がどうなるかということで注目している人もいます。去年の11月7日に、古野郷団地の方が市長に申し入れを行いました。そのときに同席をさせていただきました。建設委員長もおられました。

その後、11月24日ですか、国保運協が終わった後に全員協議会があって、その後、挟間の議員だけが集まって話し合うと。特に、特別委員会をつくって、この問題を話し合いたいんで、12月議会に、これを提案したいという内容でした。異議はないけども、きちんと議会運営委員会や全員協議会の場で諮って、そのことを決めてほしいという願いもしました。

しかし、12月議会では全くそれらのことは話し合わせることもなく、1月になって、1月18日ですか、全員協議会があった直後に、また挟間の議員だけ集まって、引き続き検討を行いたいということがありました。

あまりにも、こちらが主張した議運や全員協議会での議論を無視してるんで、それ以降の会議には、私は出席を拒否しました。その流れからいって、11月7日には既に建設委員会には資料ができていました。それをくれと言ったんですけども、いや、全員に配る前にあなただけやるわけいかんということでもらえなかったんですけども、それから数えると、12、1、2、3、4カ月を過ごしているんです。委員長は、その懇談の席にも同席されておりましたけれども、きょうの報告を聞きましても、市長が中止の意向を示したということはありませんけども、委員会で何を一体今まで4カ月やったんかちゅうのが全然私には見えてこないんです。何か資料に基づいて説明を住民にせよというようなことを言ってますけれども、そんな問題じゃないというふうに私は思うんですけども。この間、4カ月もかけて、一体何をやったのかという点について、委員長からお答えをいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員が言われるとおりでございます。12月に、そういう旧町の議員の方に寄っていただきまして、お話もいただきました。これは、当常任委員会からの要望でありまして、地元の意見をまず聞いてみたくれということから発したもので、建設

課長をお招きして、皆さんに説明をしていただきました。

その後、西郡議員言われるとおり、市の方向性も、先ほどの報告をいたしましたように、市長から初めて方向性を今回打ち明けられたというような状態で、その後、西郡議員から言われるとおり、この4カ月間、委員会として審議を進めるに至っておりませんでした。

以上です。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 問題があるのは市長の側なんです。市長の側は、古野郷団地の人との懇談の席では、やっぱり議会の意見を聞いて、最終的な結論を12月いっぱいでは何とか出したいと、努力目標ですから、必ずしも12月中に出るとは限らないというのは、こっちもわかります。

しかし、建設委員会に説明したときに、市としては中止せざるを得ないと考えているという説明を冒頭にしてるんです。これでは、話が違うんじゃないかと、古野郷団地の人には、市で作成した資料に基づいて議会で検討していただくと、その議会の返答を待って、市長が判断し、皆さんにも説明しますということだったというふうに思うんですけども、委員長はその場において、そういう事情を知っていながら、古野郷団地の人たちに対してどういうふうに対応しようとしているのか、私には見えてこないんです。ちょっと、その辺がわかるように私にも教えていただきたいんですが、委員長。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 先ほどの報告にも申しましたように、これを近々、市長から全協に対する報告を受けて、議会の方の最終的な決議と、それから、市長の方はそういう方向性が出てますので、それについて担当課は事を進めていくんだろうと思いますけど、いずれにしても、その双方が出た後に、至急に、早めに地元の方に何らかの形で、先ほど報告にありましたように、報告に行くことが大事だと思っております。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。（「この4カ月は何かやったんやろう」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第36号平成20年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも本会議で指摘したことなんですけども、資金計画を出します。資金計画の中で、歳入歳出とも見込まれるものをきちっと掲げるとというのが適切な計画のあり方だというふうに思います。過去2年続けて、消費税の中間納付があっている以上、来年度の中間納付があるというふうに考えられます。それも、何百万円の単位ですから、きちっと資金計画に入れるべきだというふうに、私言いました。担当課長は、予算にそれに相当する分を入れてからいいんだというようなことでありましたけれども、委員会としてどういう議論をしたのか、資金計画にやはり当然入れるべきだというふうになったのか、それとも、いや、もう課長が入れんでいいから入れんでいいや、もう、西郡の言うことは聞きめいということになったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 大変申しわけございません。委員会として、その辺の論議は何もいたしておりませんでした。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） やっぱり本会議できちっと質疑して、問題点を指摘した以上は、そのことをやっぱ共通理解できなければ、私本人に尋ねてください。そして、委員会で、やっぱりそのことをきちっとするというふうにしてほしいというふうに思います。

今回、議案質疑をずっと見ましても、差しかえ等できちっとやってる人もおれば、きょうもやかましく職員の方に言うつもりやったら、もう、来たら冒頭に人数が並んどったのもういろいろ言いませんでしたけども、きちっとやりますちゅうことを言って出さないところもあるんです。そういう点でいえば、委員会で問題点を指摘されたら、そのことがどういう問題なのかをきちっと皆さんがわかるように議論して、ただすべきは正すということで、皆さんでやろうじゃありませんか、お願いします。答弁は入りません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第37号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

本案は、前期定例会で文教厚生常任委員会に付託をされ、継続審査となっております議案であります。質疑はありませんか。（「今の口述はおかしいは。本会議で上げられたんやから」と呼ぶ者あり）質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、議案について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立0名〕

議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、日程第34、議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

本案は、前期定例会で文教厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております議案です。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 20番。昨年の12月から、この3カ月、4カ月間、十分なる審議をしていただいたと思うんですけども、先ほど中国との友好とか、そういう海外での友好という言葉が出てきましたけど、この施設については、由布市と鶴見町の友好のあかしの一つの建物なんです。そういった中で、これを廃止するということに対しまして、佐伯市あたりとの話し合いがあったのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 質問にお答えいたします。

委員会としての市との話し合いはございません。もちろん、執行部の頻繁なる打ち合わせはきちんとやられておりました。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 一応、この報告に対しての反対という意見で、ひとつ意見を申し上げたいと思います。

先ほども申しましたけれども、旧湯布院町、そして、鶴見町との友好のあかしが、この合併の中に引き継がれてまして、由布市と佐伯市の友好のシンボルとして、今日まで存続してきた施設でございます。

さっぱり寂れてしまっておるといふような執行部側の説明もございましたけど、何もやはり手を入れなければ、これは寂れるんです。建物も20年、30年たてば、当然朽ちてきます。そこに、何らこれまでの施策を打つこともなく、ただ放置して、だれも来ませんでしたからやめます、当初の目的を達成しましたからというような非常にあいまい基準もいう中での廃止では、非常に残念に思います。

これから、高速道の開通、それから、将来展望して、海の家、海と山との交流ということで、やはりこれは由布市の財産として、私は持っておくべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、また、これがこのまま放置されておきますと、先ほども佐伯市の方にはどういう話をしたかということを行いましたけども、非行の温床にもなりかねない、こういう場所を、ただ営利目的の中で離してしまうということは非常に残念でありますので、私は、このように反対をいたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 賛成の立場で発言を少しいたします。

委員会で、私、現地に行ってみてびっくりいたしました。なんでああいう施設を買い取ったのか、割烹民宿何とかいうところ、カクツルタイソウ、なんか、そういう名前でした。タイツルソウやったか。

いずれにしても、海岸では遊べない、子供が。そういう場所を設定して、危険になってるんです、危険地域に。遊泳禁止ちゅうんですか。そして、かつては道路もトンネルなんかがなかったから、僻地だったんで、1回行ったら泊って帰らなければならないようなところだったんですけども、最近トンネルもできて、さらに、高速道路もできて、とてもあっこに行つて、一晩寝ろうなんちゅう発想をする人はどこにもいないちゅうんです。それで、過去どういう利用経過があったかちゅうのをずっとさかのぼって調べてみました。担当課は把握してなかったんですけども、教育委員会は、なんか書類がどこに行ったかわからんようなこと言ってましたけども、監査委員さんがずうっと資料をまとめてました。それによると、最初から利用者はなかったんです。いわゆる、再利用、リピートちゅうのがないんです。結局、1回行ったら、もう絶対あっこには子供は連れて行かれんということ認識して帰る場所ですから。そういう点でいえば、私は当初の、あっこに1億4,600万円投資したということ自体が異常だったと。その後、なおかつ、金をかけてよくする話を一部で聞きますけども、とてもそんな状況じゃないと。金をかければかけるほど、もうとんでもない泥沼に陥るようなところであります。

早急に、あれを現況のまま処分していただければいいなら処分して、早く買い手を見つけて、むしろ、その維持管理云々から束縛を離れていただければいいようにお願いしたいと思います。

その議案については、次の議案にかかっていますから、そのとき私も、この後議論したいというふうに思います。

したがって、この議案については、ぜひとも全員で賛成をしていただきたいというふうに思います。（笑声）以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

この場合、本案の海の家、鶴見は、由布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止について、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。この場合、議長にも表決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は25人、その3分の2は17人であります。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。ちょっと立っててください。

〔議員25名中起立22名〕

議長（三重野精二君） 起立者22人です。所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第35、議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

本案は、前期定例会で建設水道常任委員会に付託され、継続審査となっております議案です。質疑はありますか。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 先ほどは、そういう結果になりましたけども、この議案の、いわゆる上程の手順が、非常に、委員長報告もちょっと触れてましたように、ここに言う、議案83号がひとつ採決され、承認されてから、改めて、この議案が上がるべきだというふうに思うんです。

そうした中で、前回、12月定例議会のときに、継続審査にするということに対しての私の質問をしました。そのとき議長は許していただきまして、その理由を聞いたら、文教厚生が継続にするから、私ととも継続にしますというようなお答えをいただいたんですけども、非常に、この議案の提出の仕方が、付託が2委員会にまたがるような議案の提出に対して、委員会として、そうした意見はなかったのか、こんなのは困るよという意見はなかったのか、ちょっと、それをお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 委員会の付託の中の審議事項じゃないと私言いましたように、審議事項じゃないんですけども、あとでつけ加えましたとおり、今後については、その辺を執行部で十分に考えて、こういうふうな続けて出すんじゃないかと、ぜひ執行部で今後の検討を願いたいというふうに言いましたとおりでございます。

議員（20番 吉村 幸治君） 答えがあったですか。

建設水道常任委員長（利光 直人君） ええ、皆さんで審議した結果が、ああいう結果です。

以上です。

議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 委員会の、そうした意見はわかったんですけど、それに対して、担当課の方から答えがどうあったか。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 名指して悪いんですけど、長谷川課長も、課長自身も、私どもが委員長個人として思うのは、やはり最終的に契約管理課に、物が例えば売買できたとか、物が成就した時点で契約管理課で契約だけを行うというのは、私は妥当だと思います。それまでの課程については、それぞれの担当課でやっぱ所轄を持っていくのが妥当じゃなかろうかと、そういう意見も出されました。（「何を言いよるんか」と呼ぶ者あり）ああ、違うんか。

議長（三重野精二君） ちょっと……。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 担当課は、別に、こうしたいという要望だけであって、決定づけたものは、これから各課と話して決めたいということでした。

議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 本議会でも、この議事進行において非常に二転三転する場面があったんですけども、こうした議案の提出の仕方、それから、継続審査に対する委員長の継続審査になる理由が発表されたときに、それに対して質疑ができないというふうな、そういう議事進行の仕方がほんとに合致するのかどうか、今後、次期定例会に向けて、いわゆる議運の方で精査し、スムーズな議会運営にひとつなるように、議運の方ではお願いしたいと思っております。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほども同僚議員が言いましたけども、これを廃止した後の管理、それについての全然検討もなく、これが平然と出されておることが、私ちょっと、何ちゅうか、廃止すればいいんだという発想で見え見えで、実は、きのう、石城西部小学校の閉校式というのがあって行ったんですけども、今後の廃校後の扱いについてはこれから考えますということなんです。それを聞いたときに、とにかく、ある小学校を廃止してしまえばいいちゅうような、そんな発想で、それだけに取りつかれて一生懸命やってるちゅうのが見え見えで、鶴見の家にしてたって、先ほど同僚議員が言いましたように、その後どうするかということがほとんど見通しもないままに、ぼおんとこれが財産管理の方に移管されたら、もうどうしようもないという状態のようです。

そういう点で言えば、今後のことも含めて、どういうふうにするという見通しをもって、そして、財産管理に引き継ぐというようなことをして欲しいんですけども、委員会としては、そこ辺まで議論されたんでしょうか。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 一応、さっき私が言ったとおりです。契約管理課には、ぜひ、そういう形で、先ほど私が申しましたように、途中の経過では各課で所轄で持っていて、契約する時点だけでは契約管理室、契約管理が契約をするという形じゃないと、同時に、こういうふうにやりかけて、契約管理にこれを持ち込まれて、それを契約管理が営業して、これ今から半年間か1年かわからん、売るんか売れんのかもわからんのを、自分方の課でこれを抱えるのかということは大変だと思います。だから、所轄の課はしっかりしていただいて、契約管理は契約管理で契約だけという形が好ましいというふうなことでございます。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 同じ問題を、うちの委員会でも扱いました。双方でやれと。片っ方だけに押しつけるなということで、でき上がったら、契約管理課が受け取るぞじゃなくって、財産管理そのものが契約管理課の仕事ですから、そういう点では、いろんな普通財産にしる、特定財産にしる、成り立ちもあるわけですから、それぞれどこが担当するというのがあるわけです。もう縁は切れたといえ。これで、教育委員会、縁は切れるんですけども、縁を切らずに、やっぱり一緒になって早急に解決する方と、ほんとは、こういう議案を出す前にめどをつけてやるというのが最初の線なんです。しかし、そういうことを全くやらずに、ただ廃止だけを先行するというのでやってるということで、今のような事態になってるわけです。

だから、そういう点でいえば、建設委員会、建設水道委員会は、多少契約管理課が担当課ですから、それ寄りの見解になったんだろうというふうに思いますけども、もう少し関係者呼んで、きちっとした議論をすべきじゃないかと思うんですけども、委員長、さっきの見解はもう曲げませんか。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 何度も言っております。さっきのとおりでございます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、建設委員長にすべき質問かどうかわからないんですけど、今議案83号と84号の関連性について次々質疑されています。確かに、これ上程の仕方が、別々の委員会に付託されて、建設委員会としては、文教厚生委員会の結果を待たずして、独自の判断はできないということはわかります。だから、付託の仕方、上程の仕方は問題があると思うので、ただ、こういう上程をされた以上は、建設水道委員会としては、こういう答えを出さざるを得なかったというのはわかります。ただ、済みません、議長に対してもなんですけど、この採決の仕方なんですけど、今83号が可決されました。この可決されたことによって、84号がみなし採決になるんだったらわかるんですけども、これをもう一遍採決し直した場合に、もしこれが否決になったときの整合性がつかないと思うです。そこら辺を、建設委員会としても、

83号が可決されたことによってみなし採決を願い出るということだったらわかるんですけども、これはこれで採決をするということは、どういう見解なんでしょうか。私は、これは、84号は83号の議決によってみなし採決、もしくはみなし否決を取るべきだというふう言うべきではないかなと思いましたが、そこら辺の採決の仕方についていほどのように考えられたのでしょうか。（「それは議運の問題」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 採決についてまでは検討もいたしておりません、現実には、ただ、ここに文書にありますように、連合で審査をしていますので、今、小林議員言われるように、もうみなしで採決いただければと思っております。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 議長、質疑ではなくて、議長、これ、みなし採決をするべきだというふうに提案をいたします。（「ちょっとおかしいわな、ほんと。」「これで否決なら、どげんなる」「3分の2以上を適用してから」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ここで休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

議長（三重野精二君） 再開をいたします。

ただいまの件につきまして、みなし採決をしたらどうかというような案もあります。ちょっと、これ県自身にも問い合わせ、今結論を出したいと思ひまして、ちょっと休憩を取ったわけなんです、内容につきましては、議会事務局長よりちょっと説明をさせたいと思ひます。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） 議会事務局長です。

まず、みなし採択というのはどういうものかということですが、みなし採択、済みません。通常の場合は、請願、陳情等で同じような請願が出た、請願とか、それから、陳情が出た場合に、初めをした当初出た分、それから、同じようなものが2つ目が出たときに、2つ目ものをみなし採択というような形です。それでございます。

今回のことにつきましては、一つは、おのおのが独立した条例であります。それと、もう一つは、83号につきましては、議決要件が3分の2という議決要件がございます。それに、84号については通常の採決というようなことで、今回、先ほど議長が提案した方法でよかろうじゃないかという判断でございます。

委員（8番 西郡 均君） 84号も3分の2やろう。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） いや、これは要りません。

議長（三重野精二君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

ここで……。

議員（11番 二宮 英俊君） 議長。

議長（三重野精二君） はい、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 日程第1の請願陳情の委員長報告に対する修正動議を提案したいと思います。

文教厚生常任委員会の中の請願の第5号、受理番号第5号なんですけども、この委員会の意見で、委員長の自己の意見が述べられているんじゃないかというふうに思います。本来、委員長の報告には自己の意見を述べるべきではないと（発言する者あり）とありますから……（「採決したやないか、お前。動議を認めるんか」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ちょっと私から許可もってから発言をお願いします。動議出とるんかなあ。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） どういう動議かわかりませんから。それに対して取ります。

議長（三重野精二君） 内容を聞かせてください。

議員（11番 二宮 英俊君） 今委員長の報告の中が、自己の意見が述べられているというふうに思われますので、修正をお願いをしたいと。確かに、委員会意見の中で、3月10日という慌しい中で出されたと、そういう中で、議員の紹介議員はもう少し掌握して署名をすべきじゃないかということでは言われましたけれども、やはり、これが、本来委員会の中でしていったものかどうかが疑わしいので、委員会等で考えて、修正をしていただきたいということで、動議を提案します。お願いします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ただいまの動議に対し、賛成の方は挙手を願います。

〔議員24名中挙手8名〕

議長（三重野精二君） ただいまの動議は成立をいたしましたので、お受けをしたいと思います。

それでは、ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。（「それはちょっとおかしいんじ

ゃないか」と呼ぶ者あり)いいんか。(「確認せんと」と呼ぶ者あり)

委員(8番 西郡 均君) 委員長は、そのとおり委員会に報告したよ。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) だから、それを言わせな、私がどういうふうに、これが私見がほんとうに入ってるのかどうかを確認せんと。(発言する者あり)

議長(三重野精二君) それじゃ、動議が成立をしましたので、具体的な意見を述べていただきたいと思います。7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) ただいまの動議に説明をいたします。

個人的意見が、私の個人の意見で述べられてるという部分でございますけども、そのようなことはございません。

陳情、請願についての審査をしたのち、まとめを行いまして、私の方から全議員にファクスでこのままの状態以案としていかかでしょうかと、もし修正、訂正を希望されれば、その旨、昨日の午前中までに出していただければ、検討しつつ、報告書を完全に作成して、提出をしますということで、全議員に連絡した後ですので、当然、この中に私見が入っているということにはなりません。そういうまとめ方をしておりますので、御理解をしていただかなければ困ります。

以上です。

議長(三重野精二君) ちょっと待ってください。動議者、どの部分がどうかということをもう少し具体的をお願いします。

11番、二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) こういう紹介議員になるケースは、ほかの議員も多いかと思うんです。その中で、少しの訂正とか見落としもあるかと思うんですけども、本来、こういう委員会の請願を受けて、委員会で審議する場合は、昨年かおとどしですか、何番議員さんが意見を求めたと思うんですけども、その紹介議員を出席を求めて、内容について説明を求めるとというのが、委員会のあり方だろうと思うんです。その紹介議員の説明も受けずに、もう少し内容を正確に把握した上で署名提出をする慎重な取り扱いを述べますということで、確かに、私どもも、その点も少しはありますけれども、やはり、そういう機会をつくる必要があったんではなかろうか、それが前回申し合わせ事項で、今後は、そういう紹介議員の意見を聞いて、委員会の採択するなり、不採択となり、継続するなりということが、お互いの合意のもとで来たと思うんです。そういう意味で、いきなり、こういう文章で書かれるよりも、そこは修正をしていただきたいと、そういうお願いがあります。

議長(三重野精二君) 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) ただいまの見解に対して、私のまた見解でございますけれども、皆さん御承知のように、3月12日に本議会で補正予算に関する議決を行いました。こ

の受理番号5番の請願は、3月10日に出されております。3月11日に、我々委員会は請願と陳情をまとめました。そして、12日に補正予算の委員長報告を行いました。13日にもう取りまとめということで、このタイムスパンの中で、新たに加わる公立保育所の存続に関する請願についてということになったときに、13日のまとめの際に、皆さん方6名の議員さんと呼んで聞くというよりも、その手前で、公立保育所が2つあるのに、この本意、文意の中にそれが入っていないし、民営化するのは云々、協同というのがわからないし、これはもう継続ということで、次にしっかりと、この議会が終わった後継続にして、しっかりと正確な把握をした上で審議をするべきだということで、全員が継続だというふうに了承したわけでございます。

以上でございます。

議員（8番 西郡 均君） こんな審議の仕方は悪いんじゃないの。

議長（三重野精二君） ちょっと議長から申し上げますが、この件につきましては、多少委員会ごとまたは個人ごとに見解の相違があるかと思えます。次の議会までに、この文教厚生委員会につきましても、今の問題についてどこがどうであるのかということのを再検討をいただいて、次の議会で、それで間違っておれば、また明らかに、皆さんの前で削除するなり、訂正をしてもらうというようなことで、委員会にこの問題だけ持ち越して、検討を願いたいと思えますので、そのような計らいでよろしゅうございますか。

議員（8番 西郡 均君） 悪い。8番。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 動議をきょう結論を出す必要はないと思えますが、動議を受けても。

議員（8番 西郡 均君） 引き受けて、あんた、受理したら、あんた、その結論を出さな悪い……。

議員（1番 小林華弥子君） 休憩してください。休憩して動議が出た場合はどうするべきかを説明してください。

議長（三重野精二君） ちょっと休憩させてください。

午後3時20分休憩

.....
午後3時30分再開

議長（三重野精二君） 再開をいたします。

ただいまの件につきまして議運を開きました。その結論めいたものを（笑声）議運の委員長より報告をしていただきます。

議会運営委員長（久保 博義君） 結論めいたことを申し上げたいと思えます。

さっきの動議は、確かに、案件されたときに動議で発言すべきだと思います。

しかしながら、今になって発言されて、動議が受けつけられました。幸いなことに、この案件

が継続案件でございますので、文民の委員長さんの意見を聞きながら、慎重に、今後継続案件の審議の中で検討していただきたいということで御了解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 委員長として、皆様に申し上げます。

先ほどお伝えしましたように、全員に、この文章は送付して、ファクスで送りまして、それから、御意見をということで取りまとめたものですので、まずことわっておかなきゃいけないのは、私見ではございません。

そして、一つおわび申し上げなきゃいけないという点は、この3行の文章が、読ませていただきますと、

本請願の提出が議会開会中の3月10日と忙しい中だけに、紹介議員におかれては、趣旨、内容について請願の願意を正確に把握した上で、署名を提出する慎重な取り扱いを望みます。という表現でございますけれども、決して、不正確に把握した上で出してるというふうには書いておりませんし、全文で分からない、不明な点が2カ所あるということで、これを継続というふうに全委員の方々に連絡をして、その旨の了解を得たわけです。

途中で、文脈の理解の仕方の違いがございますけれども、そういう意味合いの上で書きました。誤解を生んだことは、私の舌足らずの点がありましたので、その点は十分におわび申し上げたいと思います。

議長（三重野精二君） それでは、この問題につきましては、議運の委員長からも報告がありましたように、この件につきましては、次期議会までに、このようなことのないような結論を出したいと思いますので、そのように御承知置きをいただきたいと思います。

お諮りします。本日市長から議案1件及び議発議として発議第3号、発議第4号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申請書が提出されております。（「ちょっと追加日程を配付しますと言って下さい」と呼ぶ者あり）ちょっとその前に、追加日程の配付をいたしますので。

〔資料配付〕

議長（三重野精二君） ついては、この提出案件4件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案1件、発議2件及び閉会中の継続審査・調査申請書及び議員派遣の件についての5件は、追加日程第1から第5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 . 議案第 3 8 号

追加日程第 2 . 発議第 3 号

追加日程第 3 . 発議第 4 号

議長（三重野精二君） まず、追加日程第 1、議案第 3 8 号及び追加日程第 2、発議第 3 号並びに追加日程第 3、発議第 4 号を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 3 8 号について。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました、議案第 3 8 号副市長の選任につき同意を求めることについて提案理由の御説明を申し上げます。

現在、副市長であります森光秀行君が 3 月 3 1 日付で退任をされますので、現在、総務部総務課長の秋吉洋一君を副市長に選任いたしたく、地方自治法第 1 6 2 条の規定により御提案を申し上げる次第でございます。

提案いたしました秋吉洋一君は、旧湯布院町職員として議会事務局長、また、合併後は、由布市職員として湯布院振興局地域振興課長、由布市総務課長の要職を歴任されております。

秋吉君は、特に行政に対して精通し、私の市政に考え方や政策の企画立案、業務の管理など、行政プロとして、その手腕、識見、力量とも優れておりまして、副市長として最適任者と認め、選任をいたしたいので、何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（三重野精二君） 次に、発議第 3 号及び発議第 4 号について。7 番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生委員長、溝口です。

本議会で採択されました請願 2 通の意見書についての発議でございます。

まず、発議第 3 号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、会議規則（平成 1 7 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。平成 2 0 年 3 月 1 7 日、由布市議会議長三重野精二殿、提出者は、私以下、文教厚生常任委員会全員でございます。

提案理由、子供たちに教育機会均等と教育水準を保障するため、でございます。詳しくは、裏面を御一読願いたいと思います。

続きまして、発議第 4 号湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続・充実を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則（平成 1 7 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項の規定に

より提出します。平成20年3月17日、由布市議会議長重野精二殿、提出者、私以下、委員会全員でございます。

提案の理由、高齢化社会の到来や生活習慣病の増大による要支援者、要介護者が急増している時代に対応するため、湯布院厚生年金病院と同保養ホームが一体となって行う総合的リハビリテーション医療等を非営利の公的サービスとして継続、充実させていくため、でございます。

議長（三重野精二君） 以上で、議案1件及び発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、議案第38号副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、秋吉洋一君の退場を求めます。

〔総務課長 秋吉 洋一君 退場〕

議長（三重野精二君） それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり……。

議員（8番 西郡 均君） 8番。採決に当たって動議があります。

議長（三重野精二君） 採決に当たって、動議。ちょっと……。

議員（8番 西郡 均君） いやいや、動議の提出者は1人やんか、2人で一遍に言うかい。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 多分、多くの皆さんの賛同を得られると思います。

動議は、この採決については投票で決めて欲しいということでもあります。

私は心臓が弱くて、反対という意思表示が分かるのは非常に不都合でありますので、言ってない、言ってない。投票で。

以前、発議会のときに、人事案件についてはすべて投票を行うということを前提にして議運で

やりました。ずっと続くと思ったから、いつの間にか、それなくなったんですけども、私は、これは画期的なことだなあというふうに思って、感動した覚えがあります。思わず賛成して、そのとおりになったんですけど。ぜひ、私のこの動議、投票で決めるということに御賛成をお願いしたいと思います。提出いたします。

議長（三重野精二君） 今の意見要求に賛成の方は挙手をお願いします。

〔議員24名中挙手0名〕

議長（三重野精二君） ほかに2人以上の賛成がありませんので、ただいまの要求は成立をいたしません。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、秋吉洋一君の入場を許します。

〔総務課長 秋吉 洋一君 入場〕

議長（三重野精二君） ただいま議案第38号副市長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しましたのでお知らせをいたします。

次に、追加日程第2、発議第3号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第4号湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続・充実を求める意見書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 提出者の委員長に質問をいたします。

この意見書は、旧湯布院町のときから引き続いて、この意見書を提出しておるところでございます。

す。

しかし、何ら、この動きは全く見えない。そういった中で、特に社会保険庁長官あたりから、この意見書に対しての、今までの意見書に対しての何かコメントがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、確かに、いわゆる反応というものがよく見えません。これも、社保庁の年金問題が大きく関与して、この遅滞を招いているものと理解しております。それゆえの遅さといえますか、反応の鈍さということだと考えております。

また、具体的に長官からですか、長官から来たかということですが、その事実は確認できないままでございます。（「なるほど」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4．閉会中の継続審査・調査申出書

議長（三重野精二君） 次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申請書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長のからの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

追加日程第5．議員派遣の件について

議長（三重野精二君） 次に、追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにし
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付
いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、平成20年第1回定例会の閉会にあたりまして、お礼のごあ
いさつを申し上げます。

去る2月26日に開会されました定例会も、本日をもって閉会となります。議員皆様方には、
長期間にわたり議案等を勢力的に、また、慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。
また、今議会で御提案申し上げました報告、諮問、議案につきましては、議案第1号由
布市住民自治基本条例の制定を除きます全議案を、原案どおり御承認、御同意、また、御可決を
いただきましたことに対して心からお礼を申し上げます。

非常に今残念なことなんでありますが、今議会中、議員皆様方からさまざまな御提案や御意見
をいただきまして、私どもの書類の不備等々多々ありまして、私自身、大変残念に思っている
ところであります。また、この議会中に皆様からいただきました御意見等につきましては、私自身
も真摯に受けとめるとともに、職員のより慎重な取り組みと、その能力の向上に向けて、全力で
取り組んでまいります。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、寒さ厳しかった冬もようやく終わりを告げようとしておりまして、春の風が吹き始めて
まいりました。いよいよ待ち望んでおった春の到来でございますが、平成20年度の由布市も多
くの部課長が入れかわり、新しい年度をスタートをさせることとなります。

しかし、日本経済は米国のサブプライムローン問題に端を発しまして、株価の下落、為替相場
も12年ぶりに90円台に突入、さらには、長引く原油高などによりまして、先行き不透明な状
況が続いている現状であります。この余波は、地方自治体の財政運営や市民の日常生活にも影響
が生じてきていると懸念をいたしております。

このような時期でございますので、しっかりと方向を見定め、職員一丸となりまして、施政方
針で述べました施策を着実に進めていく決意でございますので、新年度におきましても、議員皆
様方の御理解、御協力を心からお願ひ申し上げます。

終わりにになりましたけれども、立川剛志議員の御冥福をお祈り申し上げ、閉会にあたっての私のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 議長より、閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

2月26日より本日まで21日間、今期定例会における議事運営に御協力を賜り、のまことにありがとうございました。今期議会では、議案38件、報告1件、諮問1件、発議2件、請願5件、陳情1件のすべての議案を、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、執行部の方々には、今議会への御労苦にお礼を申し上げるとともに、さらなる行政への積極的な取り組みをお願い申し上げます。

月日のたつのは早いもので、由布市が合併して今回で9回目の定例会となりました。議会運営も合併時は混乱してまいりましたが、その後の執行部並びに議会双方の積極的な取り組みに調整が行われる中で、議会運営もようやく落ち着いてきたように思われます。

しかし、まだまだ不十分な点が多く見られ、今後、双方のさらなる取り組みが求められており、議会といたしましても、今後、議会改革に積極的に取り組む覚悟がございますので、執行部の皆さん方も、町職員から市の職員だとの自覚のもとに御精進いただくようお願いを申し上げます。

さて、今年度は団塊世代の大量退職の時期を迎え、由布市においても22名の皆さんが退職されると聞いております。特に、小野総務部長、大久保会計管理者、篠田産業建設部長、今井健康福祉事務所長、佐藤環境商工観光部長、後藤教育次長、佐藤湯布院振興局長、二宮消防長、河野消防本部次長、工藤消防本部予防課長、野中税務課長、立川農業委員会事務局長、佐藤小松寮長、三重野西庄内保育所長、生野庄内公民館長、最後に二ノ宮議会事務局長の各部長、課長の皆様には、議会の中で大変お世話になりました。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。退職後は健康に十分御留意をされまして、第三の人生を有意義に過ごされることを御祈念申し上げます。

最後になりましたが、春遠からじの季節となりました平成20年度もいよいよスタートでございます。議員各位には健康に十分留意の上、ますます議員活動にお励みいただくようお願い申し上げます。閉会にあたりましてお礼のごあいさつといたします。ほんとにありがとうございました。

これにて、平成20年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

議員、職員の皆さんをお願いいたします。引き続き、3月末日で退職される方に、簡単にごあいさつをお受けしたいと思います。

まず、森光副市長より順次お願いを申し上げます。

副市長（森光 秀行君） 議会が終わって大変皆様方お疲れのところ、時間を取っていただきまして、まことにありがとうございます。一言お礼を申し上げます。

このたび、3月末日をもちまして副市長を退任することとなりました。議会の皆様の御同意を

いただいて、合併後の平成17年12月から約2年3カ月にわたり助役及び副市長を務めさせていただきました。公私共に大変お世話になり、まことにありがとうございました。議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、新政由布市の基盤づくりの大切な時期に、首藤奉文市長のもと、由布市の市政運営という重要な仕事に直接関わらせていただきましたことを深く感謝を申し上げます。

4月から大分県職員に復職する見込みでございますが、由布市での貴重な経験を今後にかしめるとともに、また、別な立場から、また、一個人として由布市を応援させていただきたいと考えております。由布市には多様な人材がたくさんいらっしゃいますし、人の情も厚く、地域の魅力、地域の潜在能力は大変大きいと私は思っております。今後、由布市において、地域の産業振興はもちろんですが、人や地域が元気に輝くまちづくりが着実に進められ、由布市が発展していくことを心から願っております。

最後に、三重野議長さんを初め由布市議会議員の皆様方の、なお一層の御活躍とご健勝を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 総務部長より順次お願いを。（「消防長」と呼ぶ者あり）消防長。消防長、済みません。

消防長（二宮 幸人君） 消防長の二宮でございます。大変長い間、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

総務部長（小野 明生君） 総務部長の小野でございます。合併して2年半、皆様方と議員さん、皆さんと一緒に市政に携わってまいりました。早いもので、31日で終わりになります。4月からは自治委員を拝命しておりますので、地域で頑張りたいと思います。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 振興局長の佐藤です。合併してから2年半、短いようで長いような2年半だったと思います。おかげさまで、皆様のおかげで湯布院振興局長という重要な責を全うすることができました。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 教育次長、お願いします。

教育次長（後藤 哲三君） 奉職以来37年11カ月がたってまいりました。この間、まさか合併しようとは思っていなかったんですが、そのまさかのさかがきました、最後に。ほんとに2年半、皆さん方に御協力いただきまして、ほんとにありがとうございました。今後はスローライフで晴耕雨読といいますか、体をリフレッシュしながら過ごしてまいる所存であります。皆様方の御厚情に感謝いたしまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 大久保会計管理者。

会計管理者（大久保富隆君） 会計管理者大久保でございます。会計管理者ということで、新しい名前、まだ職員からも正確に呼ばれておりません。（笑声）ですから、次の人には、会計管理者という名前、それと、副市長という新しい名前は、ぜひともぴしっと覚えていただきたいということで（笑声）、言い残しておきたいと思います。39年間ですが、大変皆さん、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 佐藤環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 環境商工観光部長でございます。私の方も、なかなか議長さん初め呼びにくい名前でありましたけれども、大変ありがとうございました。40年と6カ月ということで奉職しますが、大変皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 篠田産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長、篠田です。私も、ことし3月31日をもちまして定年退職ということになりました。合併して2年半、私職員としては大きなものを持って合併したわけですが、あっという間の2年半でございました。議員の皆様方にはいろいろと御指導、御指摘の中で、この2年半を真剣に頑張ってきたつもりでございます。ほんとにいろいろありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

議長（三重野精二君） 今井健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所長の今井でございます。2年間半でございましたけれども、皆さん方の御指導をいただく中で、何とか務めてこれました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 最後に、議会事務局長、お願いします。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） ちょうど入ったときから経済が右肩上がりで、大変楽しい公務員生活を送らせていただきました。合併後、特に議会に来て、皆さんに大変御迷惑をおかけしました。これからは、いろんな意味で勉強しながら頑張っていきたいと思います。大変お世話になりました。（拍手）

議長（三重野精二君） なお、この場に出席をいただいてない方々につきましては、次の宴席であいさつを受けたいと思っております。

これですべて終わります。ありがとうございました。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員